

# ○国立大学法人上越教育大学職員給与規程

(平成16年4月1日規程第42号)

最終改正 令和5年3月23日規程第18号

## 第1章 総則

(目的)

**第1条** この規程は、国立大学法人上越教育大学職員就業規則（平成16年規則第10号。以下「就業規則」という。）第22条の規定に基づき、国立大学法人上越教育大学（以下「本法人」という。）の職員の給与について必要な事項を定める。

(給与の種類、計算期間及び支給日)

**第2条** 職員の給与の種類、計算期間及び支給日は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、給与支給日までにやむを得ない事情により給与に係る事実が確認できないときは、その日後に支給することができる。

給 与 の 種 類	給与計算期間	給 与 支 給 日
(1) 俸給 (2) 諸手当 俸給の調整額 管理職手当 初任給調整手当 扶養手当 地域手当 広域異動手当 住居手当 単身赴任手当 義務教育等教員特別手当 附属幼稚園勤務手当 教職調整額 本省業務調整手当	一の月の初日から末日まで	その月の21日（ただし、その日が日曜日、土曜日又は休日（以下、この表において「休日等」という。）に当たるときは、その直前の休日等でない日）
通勤手当	第30条に規定する支給単位期間	第30条に規定する支給単位期間に係る最初の月の21日（ただし、その日が休日等に当たるときは、その直前の休日等でない日）
高所作業手当 大学入学共通テスト業務手当 教員特殊業務手当 教育実習等指導手当	一の月の初日から末日まで	翌月の21日（ただし、その日が休日等に当たるときは、その直前の休日等でない日）

教育業務連絡指導手当 超過勤務手当 休日給 夜勤手当 管理職員特別勤務手当		
期末手当 勤勉手当 期末特別手当		6月30日及び12月10日（ただし、その日が日曜日に当たるときは、前々日、土曜日に当たるときは、前日）
外部資金獲得手当		6月30日（ただし、その日が日曜日に当たるときは、前々日、土曜日に当たるときは、前日）

（給与の支払）

**第3条** 職員の給与は、現金で直接職員にその全額を支払うものとする。ただし、法令又は労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第24条に基づく協定に定めるものは、これを給与から控除して支払うものとする。

2 前項の給与は、原則として職員の同意を得て預貯金口座に所要金額を振り込むことによつて支払うものとする。

3 業務について生じた実費の弁償は、給与には含まない。

（日割計算等）

**第4条** 新たに職員となった者には、その日から俸給を支給する。俸給の月額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた俸給を支給する。

2 職員が退職し、又は解雇された場合には、その日までの俸給を支給する。

3 職員が死亡により退職した場合には、その月までの俸給を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により俸給を支給する場合であつて、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その給与額は、その月の現日数から国立大学法人上越教育大学職員労働時間、休暇等規程（平成16年規程第47号。以下「労働時間等規程」という。）第7条に規定する週休日を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。

5 前4項の規定は、俸給の調整額、管理職手当、初任給調整手当、地域手当、広域異動手当、義務教育等教員特別手当及び教職調整額の支給について準用する。

（給与の即時払）

**第5条** 職員が次の各号のいずれかに該当する場合に、本人又は権利者の請求があつたときは、第2条の規定にかかわらず、速やかに給与を支払う。ただし、給与を受ける権利に係争があるときには、この限りではない。

(1) 退職し、又は解雇されたとき。

(2) 本人が死亡したとき。

（給与の非常時払）

**第6条** 職員が次の各号のいずれかに該当する場合で、かつ、本人から請求があつたときは、第2条の規定にかかわらず、当該請求があつた日までの給与を速やかに支払う。

- (1) 本人又はその収入によって生計を維持する者の結婚，出産若しくは葬儀の費用に充てるとき。
- (2) 本人又はその収入によって生計を維持する者の病気又は災害の費用に充てるとき。
- (3) 本人又はその収入によって生計を維持する者の帰郷費用に充てるとき。
- (4) その他学長が特に必要と認めたとき。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

**第7条** 第21条から第23条まで及び第36条から第39条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、俸給，俸給の調整額，これらに対する地域手当及び広域異動手当の月額，管理職手当，初任給調整手当，義務教育等教員特別手当，附属幼稚園勤務手当及び教職調整額の月額の合計額を1月当たりの平均所定労働時間数で除して得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず，第36条から第39条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は，当該勤務が，高所作業手当，大学入学共通テスト業務手当，教員特殊業務手当，教育実習等指導手当又は教育業務連絡指導手当が支給されることとなる業務に該当する場合は，当該勤務に係る勤務1時間当たりの手当の額（1日単位で支給されるものにあつては，その額を7.75で除した額）を，前項の規定による額に加算した額とする。

3 第1項の俸給，俸給の調整額は，規定により俸給を減ぜられているときでも，本来受けるべき俸給，俸給の調整額の月額とする。

4 第1項の地域手当及び広域異動手当の月額とは，前項の俸給，俸給の調整額に地域手当及び広域異動手当の支給割合を乗じて得た額をいう。

(端数計算)

**第8条** 前条に規定する勤務1時間当たりの給与の額を算定する場合において，その額に50銭未満の端数を生じたときは，これを切り捨て，50銭以上1円未満の端数を生じたときは，これを1円に切り上げるものとする。

(端数の処理)

**第9条** この規程により計算した確定金額に1円未満の端数を生じたときは，これを切り捨てるものとする。

## 第2章 俸給

(俸給)

**第10条** 俸給は，俸給表に定める級号俸と俸給月額により支給する。

(俸給表の種類)

**第11条** 俸給表の種類は，次の各号に掲げるとおりとし，各俸給表の適用範囲は，それぞれ当該俸給表に定めるところによる。

(1) 一般職俸給表（別表第1）

ア 一般職俸給表（一）

イ 一般職俸給表（二）

(2) 教育職俸給表（別表第2）

ア 教育職俸給表（一）

イ 教育職俸給表（二）

(3) 医療職俸給表（別表第3）

ア 医療職俸給表（一）

イ 医療職俸給表（二）

(4) 指定職俸給表（別表第4）

（初任給）

**第12条** 新たに採用する者の初任給は、その者の学歴、免許・資格、職務経験等及び他の職員との均衡を考慮して決定する。

（昇格）

**第13条** 従事する職務に応じ、かつ、総合的な能力の評価により上位の級に昇格させることができる。

（降格）

**第14条** 就業規則第18条第1項の規定により降任したときは、下位の級に降格させることができる。

2 就業規則第18条の2第1項の規定により降任したときは、下位の級に降格させることができる。

（初任給基準を異にする異動）

**第15条** 職員を俸給表の適用を異にすることなく初任給の基準の異なる他の職種に異動させる場合におけるその者の職務の級及び俸給月額は、その異動後の職務に応じて決定する。

（俸給表の適用を異にする異動）

**第16条** 職員を俸給表の適用を異にして他の職務に異動させる場合におけるその者の職務の級及び俸給月額は、その異動後の職務に応じて決定する。

（昇給）

**第17条** 職員（指定職俸給表の適用を受ける職員を除く。）の昇給は、別に学長が定めるものを除き、毎年1月1日に、同日前一年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うことができる。

2 前項の規定により職員（次項に掲げる職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号俸数を4号俸とすることを標準として学長が定める基準に従い決定する。

3 55歳（一般職俸給表（二）の適用を受ける職員にあつては、57歳）を超える職員（次条において「昇給抑制年齢職員」という。）の第1項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は、勤務成績に応じて学長が定める基準に従い決定する。

4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。

（昇給区分及び昇給の号俸数）

**第18条** 職員を昇給させる場合の号俸数は、当該職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分（以下この条において「昇給区分」という。）に応じて次の表に定める号俸数とする。

昇給区分	A	B	C	D	E
昇給の号俸数	8以上	6	4（注）	2	0

	2以上	1	0	0	0
備考	上段の号俸数は昇給抑制年齢職員以外の職員に、下段の号俸数は昇給抑制年齢職員に適用する。				
(注)	一般職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び教育職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるものにあつては、3とする。				

2 職員の昇給区分は、勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。この場合において、第4号又は第5号に掲げる職員に該当するか否かの判断は、学長が定めるところにより行うものとする。

- (1) 勤務成績が極めて良好である職員 A
- (2) 勤務成績が特に良好である職員 B
- (3) 勤務成績が良好である職員 C
- (4) 勤務成績がやや良好でない職員 D
- (5) 勤務成績が良好でない職員 E

## 第19条 削除

### 第3章 給与の特例等

(休職者の給与)

**第20条** 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第13条第1項第1号の規定による休職（以下この条において「病気休職」という。）にされたときは、その休職の期間中、給与の全額（労基法第76条の規定による休業補償及び労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）第14条の規定による休業補償給付を受ける額に相当する額を除く額）を支給する。

2 職員が結核性疾患にかかり、病気休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、教職調整額、期末手当及び期末特別手当（以下この条において「俸給等」という。）のそれぞれ100分の80を支給することができる。ただし、就業規則第14条第2項の規定による休職の期間にあつては、その期間中、給与の全額を支給する。

3 職員が前2項以外の心身の故障により、病気休職にされたときは、その休職期間が満1年に達するまでは、俸給等の100分の80を支給することができる。

4 職員が刑事事件に関し起訴され、就業規則第13条第1項第2号の規定により休職にされたときは、その休職の期間中、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び教職調整額の100分の60以内を支給することができる。

5 職員が就業規則第13条第1項第3号の規定に該当し休職にされたときは、その休職の期間中、俸給等の100分の70以内（業務上の災害若しくは労災保険法第7条第2項に規定する通勤による災害を受けたと認められるときは、100分の100以内）を支給することができる。

6 職員が就業規則第13条第1項第4号の規定により休職にされたときは、その休職の期間中、俸給等の100分の70以内を支給することができる。

- 7 職員が就業規則第13条第1項第5号の規定に基づき、国立大学法人上越教育大学職員休職規程（平成16年規程第41号。以下「休職規程」という。）第2条第1号の規定により派遣休職にされたときは、その休職の期間中、俸給等の100分の100以内を支給することができる。
- 8 休職にされた職員には、他の規程に別段の定めがない限り、前7項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。
- 9 当分の間、第2項から第7項の規定を適用する場合において、第43条の2に規定する外部資金獲得手当の支給要件に該当する職員にあっては、外部資金獲得手当の全額を支給することができる。

（育児休業等の給与）

**第21条** 労働時間等規程第29条の規定により育児休業をする職員について、その育児休業をしている期間は、給与を支給しない。ただし、次の各号に該当する者については、この限りでない。

- (1) 第41条に規定する期末手当のそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間（別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給することができる。
  - (2) 第42条に規定する勤勉手当のそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給することができる。
  - (3) 第43条の2に規定する外部資金獲得手当の支給要件に該当する職員にあっては、外部資金獲得手当の全額を支給することができる。
- 2 職員が国立大学法人上越教育大学職員育児休業等規程（平成16年規程第48号。以下「育児休業規程」という。）第14条の規定による育児部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、第23条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（育児短時間勤務の給与）

**第21条の2** 育児休業規程第20条の規定により育児短時間勤務をする職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）の給与について、次の各号に掲げる額は、それぞれこの規程に定められた額に、育児短時間勤務職員の勤務時間を労働時間等規程第3条第1項に規定する所定労働時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする。ただし、期末手当、勤勉手当及び期末特別手当の基礎となる額については、この項は適用しない。

- (1) 俸給
- (2) 俸給の調整額
- (3) 管理職手当
- (4) 初任給調整手当
- (5) 地域手当
- (6) 広域異動手当
- (7) 義務教育教員等特別手当
- (8) 教職調整額

2 育児短時間勤務職員の通勤手当は第30条に規定する額とする。ただし、自動車等を使用することを常例とする者で、平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回未満であるものについては、その額に100分の50を乗じて得た額を減じた額とする。

3 育児短時間勤務職員が正規の労働時間を超えて勤務することを命ぜられた場合は、第36条に規定する額を超過勤務手当として支給する。ただし、正規の労働時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の労働時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあつては、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日午前5時までの間である場合は100分の125）を乗じて得た額とする。

（介護休業等の給与）

**第22条** 労働時間等規程第30条の規定により介護休業をする職員の給与については、第23条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 職員が国立大学法人上越教育大学職員介護休業等規程（平成16年規程第49号）第13条の規定による介護部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、第23条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（給与の減額）

**第23条** 職員が勤務しないときは、労働時間等規程第9条に規定する休日（労働時間等規程第10条の規定により代休を指定されて、当該休日に割り振られた労働時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日）である場合、労働時間等規程第21条に規定する休暇又は労働時間等規程第15条の規定によりその勤務しないことにつき、特に承認があつた場合を除き、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額にその勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。

2 前項の規定により減額する給与額は、その給与の計算期間の分の俸給に対する額及び調整手当に対応する額を、それぞれその次の給与の計算期間以降の俸給、地域手当及び広域異動手当から差し引く。ただし、退職、休職等の場合において減額すべき給与額が、俸給、地域手当及び広域異動手当から差し引くことができないときは、その他の未支給の給与から差し引く。

3 第1項の規定にかかわらず、職員が負傷（業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。）若しくは疾病（業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。）に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日（結核性疾患の場合にあつては、1年）を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、俸給の半額を減ずる。

#### **第4章 諸手当**

（俸給の調整額）

**第24条** 俸給月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、労働時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないとき、その特殊性に基づき、俸給月額を調整（以下「俸給の調

整額」という。)する。ただし、指定職俸給表の適用を受ける職員には支給しない。

2 俸給の調整額は、次の表(1)に掲げる職員に対し、当該職員の職務の級に応じて表(2)に掲げる調整基本額に表(1)の調整数を乗じて得た額とする。

表(1)

対 象 職 員	調整数
(1) 本法人の教授，准教授，講師及び助教で，大学院の研究科の担当を命ぜられ，かつ，授業を常時担当する者（教授を兼務する副学長を含む。以下「大学院担当教員」という。）のうち，大学院研究科の博士課程を担当し，主任として学生に対する研究指導等に従事する者（兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科において4人以上の学生を担当する者に限る。）で学長が認める者	3
(2) 大学院担当教員のうち，大学院研究科の博士課程を担当する者で学長が認める者（この表の(1)に掲げる者を除く。）	2
(3) 大学院担当教員のうち，大学院研究科の修士課程及び専門職学位課程を担当する者で学長が認める者	1
(4) 本法人の助手のうち，大学院研究科に在学する学生の指導に常時従事する者で学長が認める者	1

表(2)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	9,000円。 ただし，1号俸8,005円，2号俸8,100円，3号俸8,190円，4号俸8,280円，5号俸8,361円，6号俸8,469円，7号俸8,577円，8号俸8,685円，9号俸8,797円，10号俸8,910円
2 級	10,500円。 ただし，1号俸9,904円，2号俸10,008円，3号俸10,107円，4号俸10,206円，5号俸10,300円，6号俸10,395円，7号俸10,494円
3 級	11,900円
4 級	12,700円
5 級	15,000円

(管理職手当)

**第25条** 管理職手当は、管理若しくは監督の地位にある職又は特別な職務を附加された職を占める職員のうち次の表に定める職員（以下この条において「管理職」という。）に支給するものとし、管理職手当の月額は、管理監督の職名及び俸給表・職務の級に応じて同表に掲げる額とする。ただし、管理職を兼ねる役員又は指定職俸給表の適用を受ける職員には支給しない。

管理監督の職名	適用区分	俸給表・職務の級	手当額
事務局長	I 種	一般(一)・10級	139,300円



		一般(一)・9級	130,300円
		一般(一)・8級	117,100円
事務局次長	Ⅱ種	一般(一)・8級	94,000円
		一般(一)・7級	88,500円
		一般(一)・6級	83,100円
主幹, 課長, 特命課長, 監査室長	Ⅳ種	一般(一)・6級	62,300円
		一般(一)・5級	59,500円
副学長	Ⅱ種	教育(一)・5級	106,900円
附属図書館長	Ⅳ種	教育(一)・5級	86,800円
学系長	Ⅳ種	教育(一)・5級	80,200円
専攻長	Ⅴ種	教育(一)・5級	66,800円
学校教員養成・研修高度化センター長, 国際交流推進センター長	Ⅴ種	教育(一)・5級	66,800円
兵庫教育大学大学院連合学校教育学研究科副研究科長	Ⅴ種	教育(一)・5級	66,800円
学長特別補佐	Ⅴ種	—	66,800円
学長補佐	Ⅴ種	教育(一)	15,000円
附属学校統括部長	Ⅴ種	教育(一)・5級	66,800円
附属幼稚園, 附属小学校又は附属中学校(以下「附属学校」という。)の校長, 園長	Ⅳ種	教育(二)・4級	65,100円
		教育(二)・3級	64,500円
附属学校の教頭	Ⅴ種	教育(二)・3級	53,700円

- 2 管理職手当は、労働時間等規程第3条に規定する所定の労働時間を超えて勤務した場合における賃金相当額及び当該勤務が深夜に及んだ場合における割増賃金相当額を含むものとする。
- 3 複数の管理職に就いた場合は、最も高い支給額で支給し、その他の管理職手当は支給しない。
- 4 管理職以外の暫定的に置かれる職に対し管理職手当を支給する場合は、学長が個別に支給額を決定する。

(初任給調整手当)

**第26条** 初任給調整手当は、教育職俸給表(一)の適用を受ける職員で、医師法(昭和23年法律第201号)に規定する医師免許証又は歯科医師法(昭和23年法律第202号)に規定する歯科医師免許証を有する者のうち、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められた職に採用された職員に、月額50,800円を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用の日から1年を経過するごとにその額を減じて支給する。

- 2 在職する職員のうち、前項に規定する職を占めることとなった職員で医師免許証又は歯科医師免許証を有する者には、前項の規定に準じて初任給調整手当を支給する。
- 3 初任給調整手当の月額、採用の日又は前項に規定する職員となった日以後の期間の区分に応じた別表第5に掲げる額とする。この場合において、学校教育法(昭和22年法

律第26号)に規定する大学卒業の日からそれぞれ採用の日又は前項に規定する職員となった日までの期間が4年(医師法に規定する臨床研修を経た場合にあっては6年)を超えることとなる職員(学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年内の職員を除く。)に対する同表の適用については、採用の日又は前項に規定する職員となった日からその超えることとなる期間(1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間)に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとする。

(扶養手当)

**第27条** 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給するものとし、その扶養親族は、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているもの(職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又はこれに相当する手当の支給の基礎となっている者及び年額130万円以上の恒常的な所得があると見込まれる者を除く。)とする。ただし、指定職俸給表の適用を受ける職員並びに第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)に係る扶養手当は、一般職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上である職員及び教育職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が6級である職員に対しては支給しない。

- (1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)
- (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (4) 満60歳以上の父母及び祖父母
- (5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (6) 重度心身障害者

2 前項の扶養手当の月額を、次の各号に掲げる区分により定める。

- (1) 一般職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上である職員、教育職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が6級である職員(以下「一般職(一)9級以上職員等」という。)
- (2) 一般職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が8級である職員、教育職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が5級である職員(以下「一般職(一)8級職員等」という。)
- (3) 前2号以外の職員(以下「その他職員」という。)

3 前項の規定により定める扶養手当の月額は、次の表に掲げる額とする。

対 象 者		一般職(一) 9級以上職員 等	一般職(一) 8級職員等	その他職員
手 当	(1) 配偶者		3,500円	6,500円
	(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	10,000円	10,000円	10,000円
	(3) 満22歳に達する日以後の最			

額	初の3月31日までの間にある孫		3,500円	6,500円
	(4) 満60歳以上の父母及び祖母		3,500円	6,500円
	(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹		3,500円	6,500円
	(6) 重度心身障害者		3,500円	6,500円

- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額を、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
- 5 新たに職員となった者に扶養親族（一般職（一）9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般職（一）9級以上職員等から一般職（一）9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は当該事実を証明する書類を添付し、直ちにその旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）を扶養親族届により学長に届け出なければならない。
- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合（一般職（一）9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）
- (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は第1項第3号又は第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び一般職（一）9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）
- 6 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族（一般職（一）9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においてはその者が職員となった日、一般職（一）9級以上職員等から一般職（一）9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職（一）9級以上職員等以外の職員となった日、職員に扶養親族（一般職（一）9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、解雇され又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、解雇され又は死亡した日、一般職（一）9級以上職員等以外の職員から一般職（一）9級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職（一）9級以上職員等となった日、扶養手当を受けている職員

の扶養親族（一般職（一） 9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

7 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第5項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族（一般職（一） 9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第5項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- (3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るものがある一般職（一） 9級以上職員等が一般職（一） 9級以上職員等以外の職員となった場合
- (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第5項の規定による届出に係るものがある一般職（一） 8級職員等がその他職員となった場合
- (5) 扶養親族たる配偶者、父母等で第5項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で一般職（一） 9級以上職員等以外のものが一般職（一） 9級以上職員等となった場合
- (6) 扶養親族たる配偶者、父母等で第5項の規定による届出に係るものがある職員でその他職員が一般職（一） 8級職員等となった場合
- (7) 職員の扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合  
(地域手当)

**第28条** 地域手当は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年第95号。以下「給与法」という。）の適用を受ける国家公務員（以下「給与法適用者」という。）、特別職に属する国家公務員、独立行政法人の職員、地方公務員又は国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人その他これに準ずると認められるものに使用される者（以下「給与法適用者等」という。）から引き続き職員（採用の日の前日に勤務していた官署等（以下「採用前官署」という。）に引き続き6月を超えて勤務していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として学長が認める場合に限る。次条において同じ。）となり、人事交流等の任用の事情、採用の日の前日における勤務地等を考慮して学長が必要と認めた職員に対し、当該採用の日から2年を経過するまでの間支給する。ただし、学長が特に必要と認めた職員にあつては、3年を経過するまでの間支給する。

2 地域手当の月額は、俸給、俸給の調整額、管理職手当、扶養手当及び教職調整額の月

額の合計額に、採用前官署等に給与法適用者として在職しているものとした場合に適用される支給割合を乗じて得た額に、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- (1) 当該採用の日から同日以降1年を経過するまでの期間 100分の100
- (2) 当該採用の日から同日以降3年を経過するまでの期間（前号に掲げる期間を除く。）  
100分の80

3 前2項の規定によるほか給与法による地域手当が支給される地域等に、出向等により6月を超えて勤務することとなる場合には、当該出向等を命ぜられた期間地域手当を支給することができる。

4 前項の規定による地域手当の月額、俸給、俸給の調整額、管理職手当、扶養手当及び教職調整額の月額の合計額に、当該出向等を命ぜられた官署等に給与法適用者として在職しているものとした場合に適用される支給割合を乗じて得た額とする。

（広域異動手当）

**第28条の2** 広域異動手当は、給与法適用者等から引き続き職員となり、人事交流等の任用の事情を考慮して、採用前官署の所在地と当該採用の直後に勤務する部署（以下「採用後部署」という。）の所在地との間の距離（以下「勤務部署間の距離」という。）及び採用の直前の住居と当該採用後部署の所在地との間の距離がいずれも60km以上（当該住居と採用後部署との間の距離が60km未満である場合であって、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と採用後部署との間の距離が60km以上である場合に相当すると学長が認める場合を含む。）である職員に対し、当該採用の日から3年を経過する日までの間支給する。ただし、当該採用に当たり一定の期間内に当該採用前官署への異動等が予定されている場合その他の広域異動手当を支給することが適当と認められない場合は、この限りでない。

2 広域異動手当の月額は、俸給、管理職手当、扶養手当及び教職調整額の月額の合計額に、前項の規定による勤務部署間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 300km以上 100分の10
- (2) 60km以上300km未満 100分の5

3 前2項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員のうち、当該支給に係る採用（以下この項において「当初広域異動」という。）の日から3年を経過する日までの間の採用（以下この項において「再異動」という。）により前2項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものについては、当該再異動に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動に係る広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当初広域異動に係る広域異動手当の支給割合と同一の割合となるときにあっては当該再異動の日以後は当初広域異動に係る広域異動手当を支給せず、当該再異動に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動に係る広域異動手当の支給割合を下回るときにあっては当初広域異動に係る広域異動手当が支給されることとなる期間は当該再異動に係る広域異動手当を支給しない。

4 前3項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員が、前条の規定により地域手当を支給される職員である場合における広域異動手当の支給割合は、前2項の規

定による広域異動手当の支給割合から当該地域手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、前2項の規定による広域異動手当の支給割合が当該地域手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は、支給しない。

(住居手当)

**第29条** 住居手当は、次の表に掲げる職員の区分のいずれかに該当する職員に支給するものとし、住居手当の月額は、職員の区分に応じて同表に掲げる額（第1号に掲げる職員のうち第2号に掲げる職員でもあるものについては、第1号に定める額及び第2号に定める額の合計額）とする。ただし、指定職俸給表の適用を受ける職員には支給しない。

職員の区分	手当額	
(1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。第3号において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（本法人、他の法人等及び国の機関により宿舍を貸与されている職員を除く。）	次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ右欄に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額	
	ア 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員	家賃の月額から16,000円を控除した額
	イ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員	家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額
(2) 第31条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（本法人、他の法人等及び国の機関により貸与されている宿舍を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認めたもの	第1号の職員の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）	

2 新たに前項の要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、住居届によりその居住の実情、住宅の所有関係等を速やかに学長に届け出なければならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額、住宅の所有関係等に変更があった場合についても、同様とする。

3 住居手当の支給は、職員が新たに第1項の要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、前項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

4 住居手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

（通勤手当）

**第30条** 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤（職員が勤務のため、その者の住居と勤務部署との間を往復することをいう。以下同じ。）のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離（一般に利用しうる最短の経路の長さによる。）が片道2km未満であるもの、及び第3号に掲げる職員を除く。）

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km未満であるもの、及び次号に掲げる職員を除く。）

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、支給単位期間（通勤手当の支給の単位となる期間として6月を超えない範囲内で1月を単位として本項で定める期間をいう。）につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 交通機関等の区分に応じ、それぞれ次の表に定める額（その額の算出は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法により算出したものとする。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

交通機関等の区分	支給単位期間	手 当 額
6月定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等	6月	通用期間が6月間である定期券の価額
回数乗車券等を使用することが最も経済	1月	当該回数乗車券

的かつ合理的であると認められる交通機関等	等の通勤21回分の運賃等の額
----------------------	----------------

(2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間は1月とし、職員の区分に応じ、それぞれ次の表に定める額

職員の区分	手当額
自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5km未満である職員	2,000円
使用距離が片道5km以上 10km未満である職員	4,200円
使用距離が片道10km以上 15km未満である職員	7,100円
使用距離が片道15km以上 20km未満である職員	10,000円
使用距離が片道20km以上 25km未満である職員	12,900円
使用距離が片道25km以上 30km未満である職員	15,800円
使用距離が片道30km以上 35km未満である職員	18,700円
使用距離が片道35km以上 40km未満である職員	21,600円
使用距離が片道40km以上 45km未満である職員	24,400円
使用距離が片道45km以上 50km未満である職員	26,200円
使用距離が片道50km以上 55km未満である職員	28,000円
使用距離が片道55km以上 60km未満である職員	29,800円
使用距離が片道60km以上である職員	31,600円

(3) 前項第3号に掲げる職員 前2号に定める額（1月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）。ただし、交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているもの又は自動車等の使用距離が2km未満のものである場合は、第1号に定める額の1月当たりの運賃等相当額（2以上の交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額）又は前号により算出した額のいずれか高い額となる方の第1号又は第2号により算出した額

3 勤務部署を異にする異動又は在勤する勤務部署の移転に伴い、所在する地域を異にする勤務部署に在勤することとなったことにより、通常通勤の経路及び方法による場合には勤務部署を異にする異動又は在勤する勤務部署の移転前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる職員で、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60km以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると学長が認めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は勤務部署の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして、勤務部署を異にする異動又は在勤する勤務部署の移転の日以後に転居する場合において、新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び学長がこれに準ずると認める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の利用により通勤時間が30分以上短縮されること又はその利用により得られる通勤事情の改善がこれに相当すると学長が認めるものを利用



し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、前項第1号の規定を準用して算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 前項の規定は、給与法適用者等が人事交流のため退職し、引き続き職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（職員となった日以後に転居する場合において、新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び学長がこれに準ずると認める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の利用により通勤時間が30分以上短縮されること又はその利用により得られる通勤事情の改善がこれに相当すると学長が認めるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（引き続き職員となった者のうち、当該適用の直前の勤務地と所在する地域を異にする勤務部署に在勤することとなったことに伴い、通常の通勤の経路及び方法による場合には当該適用前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる者で、新幹線鉄道等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60km以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると学長が認めるものに限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして学長が認める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

5 新たに第1項の要件を具備するに至った職員は、通勤届によりその通勤の実情を速やかに学長に届け出なければならない。職員が次の各号のいずれかに該当する場合についても同様とする。

(1) 事業場を異にして異動した場合

(2) 住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合

6 通勤手当は、次項に該当する場合を除き、支給単位期間に係る最初の月の第2条に規定する給与支給日（以下「支給日」という。）に支給する。

7 支給単位期間に係る通勤手当の支給日前に離職し、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給する。

8 第2項第1号又は第3号に定める額の通勤手当を支給される場合において、1月当たりの運賃等相当額又は1月当たりの運賃等相当額及び第2項第2号に定める額の合計額

が55,000円を超えるときにおける当該通勤手当の場合は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長いものを第6項の支給単位期間として同項の規定を適用する。

- 9 通勤手当の支給は、職員に新たに第1項の要件が具備されるに至った場合においてはその日の属する月から開始し、通勤手当を支給されている職員が退職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、第5項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にはされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 10 通勤手当は、これを受けている職員にその月額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の月額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。
- 11 通勤手当（1月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について次の各号のいずれかに掲げる事由が生じた場合には、当該職員は、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して定める額を返納するものとする。
  - (1) 離職し、若しくは死亡した場合又は第1項の要件を欠くに至った場合
  - (2) 通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があったことにより、通勤手当の額が改定される場合
  - (3) 月の中途において、就業規則第13条の規定により休職にされ、労働時間等規程第29条の規定により育児休業又は第30条の規定により介護休業をし、若しくは就業規則第34条第1項第3号の規定により停職にされた場合であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなるとき。
  - (4) 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなる場合
- 12 交通機関等に係る通勤手当に係る前項の定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
  - (1) 1月当たりの運賃等相当額等（第2項第3号に掲げる職員にあっては、1月当たりの運賃相当額及び第2項第2号に定める額の合計額。以下この項において同じ。）が、55,000円以下であった場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る交通機関等（同号の改定後に1箇月当たりの運賃相当額等が55,000円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての交通機関等）、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用するすべての交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、次のアからエに掲げる事由の区分に応じ、当該アからエに定める月（以下この項において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）
    - ア 前項第1号に掲げる事由 当該事由が生じた日の属する月（その日が月の初日で

ある場合にあっては、その日の属する月の前月)

イ 前項第2号に掲げる事由 通勤手当の額が改定される月の前月

ウ 前項第3号に掲げる事由 同号の期間の開始した日の属する月

エ 前項第4号に掲げる事由 当該通勤しないこととなる月の前月(病気休暇等の期間が当該通勤しないこととなる月の中途までの期間とされていた場合であって、その後の事情の変更によりやむを得ず当該病気休暇等の期間がその月の初日から末日までの期間の全日数にわたることとなること等、その月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなることについてその月の前月の末日において予見し難いことが相当と認められる場合にあっては、当該通勤しないこととなる月)

(2) 1月当たりの運賃等相当額等が、55,000円を超えていた場合 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる場合以外の場合 55,000円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る交通機関等についての払戻金相当額のいずれか低い額(事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、零)

イ 第8項に掲げる通勤手当を支給されている場合 55,000円に事由発生月の翌月から同項に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用するすべての交通機関等についての払戻金相当額及び次の①から③に掲げる額の合計額のいずれか低い額(事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあっては、零)

① 第8項に定める期間(以下③までにおいて「最長支給単位期間」という。)において使用されるべき交通機関等に係る定期券のうちその通用期間の始期が事由発生月の翌月以後であるものの価額

② 最長支給単位期間において使用されるべき交通機関等に係る回数乗車券等の通勤21回分の運賃等の額にこの号のイに規定する月数(③において「残月数」という。)を乗じて得た額

③ 最長支給単位期間において使用されるべき自動車等に係る第2項第2号に定める額に残月数を乗じて得た額

13 第2項第1号の表に掲げる、6月定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等の区分について、支給単位期間に係る最後の月の前月以前に、就業規則第16条の規定による退職その他の離職をすること、長期の研修等のために旅行をすること、勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があること等が同号に定める支給単位期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月(その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月)までの期間について、第2項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。

14 支給単位期間は、第9項の規定により通勤手当の支給が開始される月又は第10項の規定により通勤手当の額が改定される月から開始する。

15 月の途中において就業規則第13条の規定により休職にされ、労働時間等規程第29条の

規定により育児休業又は第30条の規定により介護休業をし、若しくは就業規則第35条の規定により停職にされた場合であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなったとき（次項に規定する場合に該当しているときを除く。）は、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月）から開始する。

16 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合（前項に規定するときから復職等をしないで引き続き当該期間の全日数にわたって通勤しないこととなった場合を除く。）には、支給単位期間は、その後再び通勤することとなった日の属する月から開始する。

17 第1項の職員が、出張、休暇、欠勤その他の事由により、支給単位期間等に係る最初の月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、当該支給単位期間等に係る通勤手当は支給しない。

（単身赴任手当）

**第31条** 単身赴任手当は、給与法適用者等から人事交流等により引き続き職員となり、これに伴い、住居を移転し、次の各号に掲げるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、採用の直前の住居から当該採用後部署までの通勤距離が60km以上であるもの、又はそれに相当する程度に通勤が困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員に支給する。ただし、配偶者の住居から採用後部署に通勤することが、通勤距離等を考慮して困難であると認められない場合には、この限りではない。

(1) 配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にある職員若しくは配偶者の父母又は同居の親族を介護すること。

(2) 配偶者が学校教育法第1条に規定する学校その他の教育施設に在学している同居の子を養育すること。

(3) 配偶者が引き続き就業すること。

(4) 配偶者が職員又は配偶者の所有に係る住宅を管理するため、引き続き当該住宅に住すること。

(5) 配偶者が職員と同居できないと認められる前各号に類する事情

2 単身赴任手当の月額は、30,000円（職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100km以上である職員にあっては、その額に、交通距離の区分に応じ、それぞれ次の表に定める額を加算した額）とする。

交通距離の区分		加算額
100km以上	300km未満	8,000円
300km以上	500km未満	16,000円
500km以上	700km未満	24,000円
700km以上	900km未満	32,000円
900km以上	1,100km未満	40,000円
1,100km以上	1,300km未満	46,000円
1,300km以上	1,500km未満	52,000円
1,500km以上	2,000km未満	58,000円

2,000km以上 2,500km未満	64,000円
2,500km以上	70,000円

- 3 新たに第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、単身赴任届により配偶者等との別居の状況等を速やかに学長に届け出なければならない。単身赴任手当を受けている職員の住居、同居者、配偶者等の住居等に変更があった場合についても、同様とする。
- 4 単身赴任手当の支給は、職員が新たに第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が第1項に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、前項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 5 単身赴任手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、単身赴任手当の月額を増額して改定する場合について準用する。
- 6 第1項に規定する職員との権衡上必要があると認められる職員には、第2項から前項までの規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

（高所作業手当）

**第32条** 高所作業手当は、施設課に所属する職員が地上15m以上の足場の不安定な箇所で行った営繕工事の監督に従事したときに支給する。ただし、指定職俸給表の適用を受ける職員には支給しない。

- 2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき200円（当該作業が、地上30m以上の箇所で行われたときは、300円）とする。ただし、作業に従事した時間が4時間に満たない場合にあっては、その額に100分の60を乗じて得た額とする。

（大学入学共通テスト業務手当）

**第32条の2** 大学入学共通テスト業務手当は、職員が当該テスト実施日にテスト業務に従事したときに支給する。ただし、指定職俸給表の適用を受ける職員には支給しない。

- 2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、次の表に定める額とする。

職員の区分	手当額
副学長及び大学教員	9,000円
事務系職員及び技術職員	7,000円

（免許状更新講習業務手当）

**第32条の3** 削除

（教員特殊業務手当）

**第33条** 教員特殊業務手当は、附属学校に所属する教諭等（主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭又は栄養教諭をいう。以下同じ。）で職務の級が教育職俸給表（二）の特2級、2級又は1級のものが次の各号に掲げる業務に従事した場合において、当該業務が心身に著しい負担を与えると認める程度に及ぶときに支給する。

- (1) 学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で次に掲げるもの
- ア 非常災害時における児童（幼児を含む。以下この項において同じ。）若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務
  - イ 児童又は生徒の負傷，疾病等に伴う救急の業務
  - ウ 児童又は生徒に対する緊急の補導業務
- (2) 修学旅行，林間・臨海学校等（学校が計画し，かつ，実施するものに限る。）において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの
- (3) 対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で，泊を伴うもの又は労働時間等規程第7条に規定する週休日（次号及び第5号において「週休日」という。）若しくは同規程第9条に規定する休日（次号及び第5号において「休日」という。）に行うもの
- (4) 学校の管理下において行われる部活動（正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。）における児童又は生徒に対する指導業務で週休日又は休日に行うもの
- (5) 入学試験における受験生の監督，採点又は合否判定の業務で週休日又は休日に行うもの
- 2 前項の手当の額は，業務に従事した日1日につき，業務の区分に応じて次の表に定める額とする。

業務の区分	手 当 額
前項第1号アの業務	3,200円（被害が特に甚大な非常災害の際に，心身に著しい負を与えると認める業務に従事した場合にあっては，当該額にその100分の100に相当する額を加算した額）
前項第1号イ及びウの業務	3,000円
前項第2号及び第3号の業務	1,700円
前項第4号の業務	1,200円
前項第5号の業務	900円

（教育実習等指導手当）

**第34条** 教育実習等指導手当は，附属学校に所属する校長，園長，教頭又は教諭等が，本法人の計画に基づく学生の教育実習の指導業務又はこれに準ずると認めた業務に従事したときに支給する。ただし，指定職俸給表の適用を受ける職員には支給しない。

2 前項の手当の額は，業務に従事した日1日につき720円とする。

（教育業務連絡指導手当）

**第35条** 教育業務連絡指導手当は，附属学校に置かれる主任等で教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たるものでその職務が困難であるとして次の表に定めるものの職務を担当する主幹教諭，指導教諭又は教諭が，当該担当に係る業務に従事したときに支給する。

附属学校の区分	担 当 す る 職 務
附 属 小 学 校	教務主任，研究主任，教育実習主任
附 属 中 学 校	教務主任，学年主任，生徒指導主事，

2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき200円とする。

(超過勤務手当)

**第36条** 正規の労働時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の労働時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の労働時間を超えて行った次の各号に掲げる勤務の区分に応じて当該各号に定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。ただし、第25条の規定に基づき、管理職手当の支給を受ける職員及び指定職俸給表の適用を受ける職員には支給しない。

(1) 正規の労働時間が割り振られた日（次条の規定により正規の労働時間中に勤務した職員に休日給が支給されることとなる日を除く。）における勤務 100分の125

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

(休日給)

**第37条** 労働時間等規程第9条に規定する休日において、正規の労働時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の労働時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の135を休日給として支給する。ただし、第25条の規定に基づき、管理職手当の支給を受ける職員及び指定職俸給表の適用を受ける職員には支給しない。

(月60時間を超える超過勤務等に対する超過勤務手当)

**第38条** 第36条に規定する超過勤務の時間及び前条に規定する休日に勤務した時間の合計が月60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した時間に対して、前2条の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(夜勤手当)

**第39条** 労働時間等規程第13条第1項の規定に基づき、正規の労働時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する。ただし、第25条の規定に基づき、管理職手当の支給を受ける職員及び指定職俸給表の適用を受ける職員には支給しない。

(管理職員特別勤務手当)

**第40条** 第25条の規定に基づき、管理職手当の支給を受ける職員及び指定職俸給表の適用を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により労働時間等規程第7条に規定する週休日又は同規程第9条に規定する休日（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職手当の支給を受ける職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の労働時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、次の表に定める額

区 分		手当額（実働時間が6時間を超える勤務）	
指定職俸給表適用職員		18,000円	(27,000円)
管理職手当 適用職員	I種適用職員	12,000円	(18,000円)
	II種適用職員	10,000円	(15,000円)
	III種適用職員	8,500円	(12,750円)
	IV種適用職員	7,000円	(10,500円)
	V種適用職員	6,000円	(9,000円)

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、次の表に定める額

区 分		手当額
管理職手当 適用職員	I種適用職員	6,000円
	II種適用職員	5,000円
	III種適用職員	4,300円
	IV種適用職員	3,500円
	V種適用職員	3,000円

(期末手当)

**第41条** 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第43条までの規定においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第18条第1項及び第2項第1号の規定に該当し解雇され、又は死亡した職員（第3項第2号に定める職員を除く。）についても同様とする。ただし、指定職俸給表の適用を受ける職員には支給しない。

2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡し職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。以下この条から第43条までにおいて同じ。）において職員が受けるべき俸給、俸給の調整額、扶養手当及び教職調整額の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に、次の表(1)に定める職員にあっては、俸給、俸給の調整額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に同表の区分に応じ、同表に定める加算割合を乗じて得た額（以下「役職段階別加算額」という。）（次の表(2)に定める職員（ただし、教育職俸給表（一）のIII種の区分を適用される職員を除く。以下「特定幹部職員」という。以下同じ。）及び同表の教育職俸給表（一）のIII種の区分を適用される職員にあっては、その額に俸給の月額に同表の区分に応じ、同表に定める加算割合を乗じて得た額（以下「管理職加算額」という。）を加算した額）を加算した額を基礎として、100分の120を乗じて得た額（特定幹部職員にあっては、100分の100を乗じて得た額）に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間（給与法適用者等が引き続き職員となった場合の在職期間を含む。以下、第43条までにおいて同じ。）の区分に応じて、次の表(3)に定める割合を乗じて得た額とする。

表(1)

俸 給 表	職務の級	加 算 割 合
-------	------	---------



一般職俸給表（一）	10級・9級・8級	100分の20
	7級・6級	100分の15
	5級・4級	100分の10
	3級	100分の5
一般職俸給表（二）	4級	100分の5
	3級（別に定める職員に限る。）	100分の5
教育職俸給表（一）	5級	100分の15（別に定める職員にあつては100分の20）
	4級	100分の10（別に定める職員にあつては100分の15）
	3級	100分の10
	2級（別に定める職員に限る。）	100分の5
教育職俸給表（二）	4級	100分の15
	3級	100分の10
	特2級	100分の10
	2級（別に定める職員に限る。）	100分の5（別に定める職員にあつては100分の10）
医療職俸給表（一）	3級	100分の5
	2級（別に定める職員に限る。）	100分の5
医療職俸給表（二）	2級（別に定める職員に限る。）	100分の5

表(2)

俸給表	管理職手当の区分	職務の級	加算割合
一般職俸給表（一）	I種	10級・9級・	100分の25
	II種	8級・7級・ 6級	100分の15
教育職俸給表（一）	II種	5級	100分の15
	III種		100分の10

表(3)

在職期間	割合
6箇月	100分の100
5箇月以上6箇月未満	100分の80
3箇月以上5箇月未満	100分の60
3箇月未満	100分の30

3 職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、期末手当は支給しない。

(1) 基準日に在職する職員のうち、次に掲げる職員

ア 無給休職者 就業規則第13条第1項第1号又は第3号から第5号（本号のエに該

当するものを除く。)までの規定に該当して休職にされている職員のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。

イ 刑事休職者 就業規則第13条第1項第2号の規定に該当して休職にされている職員をいう。

ウ 停職者 就業規則第34条第3号の規定により停職にされている職員をいう。

エ 無給派遣休職者 休職規程第2条第1号の規定に該当して休職にされている職員のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。

オ 労働時間等規程第29条の規定により育児休業をしている職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある職員以外の職員

カ 大学院修学休業職員 就業規則第32条の2の規定により大学院修学休業をしている職員をいう。

(2) 基準日1月以内に退職し、又は解雇された職員のうち、次に掲げる職員

ア その退職し、又は解雇された日において前号に該当する職員であった場合

イ その退職し、又は解雇された後基準日までの間において給与法適用職員となった者

ウ その退職し、又は解雇された後基準日までの間において給与法適用者等となった者(本法人の在職期間を当該給与法適用者等としての在職期間に通算することとしている国立大学法人等の職員に限る。)

4 前3項の規定にかかわらず、期末手当を不支給又は一時差止とすることが適当と認められる事由のある職員については、これを不支給とし又は一時差止とする。

(勤勉手当)

**第42条** 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。基準日前1月以内に退職し、若しくは就業規則第18条第1項及び第2項第1号の規定に該当して解雇され、又は死亡した職員(前条第3項第2号に定める職員を除く。)についても同様とする。ただし、指定職俸給表の適用を受ける職員には支給しない。

2 勤勉手当の額は、前項の職員が、それぞれその基準日現在において受けるべき俸給、俸給の調整額、教職調整額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額合計額に、役職段階別加算額(特定幹部職員にあっては、その額に管理職加算額を加算した額)を加算した額(以下「勤勉手当基礎額」という。)に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じて次に掲げる表に定める割合及び勤務成績に応じて別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の総額は、前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額合計額を加算した額に100分の100(特定幹部職員にあっては、100分の120)を乗じて得た額の総額の範囲内とする。

勤 務 期 間	割 合
6 箇月	100分の100
5 箇月15日 以上 6 箇月 未 満	100分の95
5 箇月 以上 5 箇月15日 未 満	100分の90

4 箇月15日 以上 5 箇月 未満	100分の80
4 箇月 以上 4 箇月15日 未満	100分の70
3 箇月15日 以上 4 箇月 未満	100分の60
3 箇月 以上 3 箇月15日 未満	100分の50
2 箇月15日 以上 3 箇月 未満	100分の40
2 箇月 以上 2 箇月15日 未満	100分の30
1 箇月15日 以上 2 箇月 未満	100分の20
1 箇月 以上 1 箇月15日 未満	100分の15
15日 以上 1 箇月 未満	100分の10
15日 未満	100分の5
零	0

3 前条第3項の規定は、同項第1号中ア、イ及びエを「休職者（就業規則第13条第1項の規定により休職にされている職員（第20条第1項の規定の適用を受ける者を除く。）をいう。）」に読み替えて勤勉手当の支給に準用する。

4 前条第4項の規定は、勤勉手当の支給に準用する。  
（期末特別手当）

**第43条** 期末特別手当は、基準日にそれぞれ在職する指定職俸給表の適用を受ける職員に対して支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、若しくは就業規則第18条第1項及び第2項第1号の規定に該当して解雇され、又は死亡した職員で指定職俸給表の適用を受けていた者（第41条第3項第2号に定める職員を除く。）についても同様とする。

2 期末特別手当の額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき俸給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額（就業規則第13条第1項の規定により休職にされている者（第20条第1項の規定の適用を受ける者を除く。）以外の職員にあっては、その額に俸給月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を基礎として、100分の165を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、第41条第2項の表(3)に定める割合を乗じて得た額（当該在職期間におけるその者の勤務成績が良好でない場合には、その額から、その者の勤務成績に応じて定める額を減じて得た額）とする。

3 前項の勤務成績に応じて定める額は、期末特別手当の支給を受ける職員が同項に規定する在職期間において就業規則第35条の規定による懲戒処分を受けた場合を除き、同項に規定するそれぞれの月額の合計額に期末特別手当を支給する月に応ずる同項に規定する割合を乗じて得た額にその者の同項に規定する在職期間の区分に応じて定める割合を乗じて得た額に100分の20を乗じて得た額を超えない範囲内で定めるものとする。

4 第41条第3項の規定は、同項第1号カを除いて、期末特別手当の支給に準用する。

5 第41条第4項の規定は、期末特別手当の支給に準用する。  
（外部資金獲得手当）

**第43条の2** 外部資金獲得手当は、教育職俸給表（一）の適用を受ける職員が外部資金獲得手当を支給する前年度（以下「手当支給の前年度」という。）に上越教育大学において受託研究、共同研究、科学研究費助成事業その他の研究補助金等で個人の研究に係

る外部資金（以下「外部資金」という。）を獲得し、手当支給の前年度に配分された外部資金の間接経費の総額が15万円以上である場合に、その総額の100分の10を乗じた額（100円未満切り捨て）を支給する。ただし、支給額の上限は60万円とする。

- 2 共同研究者等がいる場合の外部資金の間接経費の扱いは、手当支給の前年度に研究代表者又は共同研究者等それぞれに配分された外部資金の間接経費の額により算定する。  
（義務教育等教員特別手当）

**第44条** 附属学校に所属する校長、園長、教頭及び教諭等には、義務教育等教員特別手当を支給する。

- 2 義務教育等教員特別手当の月額、その者の属する職務の級及びその者の受ける号俸に対応する別表第6に掲げる額とする。
- 3 第1項に規定する職員で、附属幼稚園に勤務するものの義務教育等教員特別手当の月額にあっては、前項による額に2分の1を乗じて得た額とする。  
（附属幼稚園勤務手当）

**第44条の2** 附属幼稚園に所属する園長、教諭、養護教諭には、附属幼稚園勤務手当を支給する。

- 2 前項の手当の月額は、9,000円とする。

**第45条** 削除

（教職調整額）

**第46条** 附属学校に勤務する教頭及び教諭等の職務と勤務態様の特殊性を考慮し、その職務の級が教育職俸給表（二）の特2級、2級又は1級である者には、その者の俸給月額の100分の4に相当する額を教職調整額として支給する。

- 2 この手当は第2条に規定する超過勤務手当の一部であり、当該計算期間内における超過勤務手当及び休日給の合計額が、前項に規定する教職調整額を上回る場合は、その差額を超過勤務手当又は休日給として支給する。  
（本省業務調整手当）

**第47条** 本省業務調整手当は、国立大学法人上越教育大学職員出向規程（平成16年規程第40号）第2条第1項に該当する者のうち、文部科学省において研修を実施する者に支給する。

- 2 前項の手当の額は、当該研修期間1月につき、職務の級に応じて次の表に定める額とする。

職務の級	手当額
1 級	7,200円
2 級	8,800円
3 級	17,500円

**第5章** 雑則

（細則）

**第48条** この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関する事項は、学長が必要な都度定める。

**附 則**

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

- 2 第1条に規定する職員のうち、施行日の前日において、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）第6条第1項に規定する俸給表の適用を受けていた職員（以下「承継職員」という。）の施行日における第11条に規定する俸給表は、行政職俸給表については一般職俸給表とし、教育職俸給表（一）については教育職俸給表（一）とし、教育職俸給表（三）については教育職俸給表（二）とし、医療職俸給表（二）については医療職俸給表（一）とし、医療職俸給表（三）については医療職俸給表（二）とし、指定職俸給表については指定職俸給表とし、別に辞令を発せられない限り、それぞれ適用する。
- 3 前項の適用を受ける職員の施行日における俸給月額については、別に辞令を発せられない限り、当該職員が施行日の前日に受けていた級号俸と同一とする。ただし、昇格又は昇給させることとなる職員については、給与法及び人事院規則9-8（初任給、昇格、昇給等の基準）の規定により施行日の前日に受けていた号俸を受けるに至った時を基礎とし俸給月額を決定する。
- 4 承継職員のうち、施行日の前日において一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成10年法律第120号）附則11項から第13項までの規定の適用を受けていた職員の昇給については、第17条第3号の規定にかかわらず、昇給停止年齢に達した日後も、人事院規則9-8-37（人事院規則9-8（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する人事院規則）の規定を準用し、昇給させることができる。
- 5 承継職員のうち、引き続き国家公務員であるものとした場合に人事院規則9-6-25（人事院規則9-6（俸給の調整額）の一部を改正する人事院規則）の規定の適用を受けることとなる者については、第24条の規定にかかわらず、人事院規則9-6-25の規定を準用し支給する。
- 6 承継職員のうち、施行日の前日において給与法第11条の7の規定の適用を受けていた職員の調整手当の支給については、第28条の規定にかかわらず、引き続き国家公務員であるものとして、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成15年法律第141号）第7項の規定を準用し支給する。
- 7 承継職員のうち、施行日の前日において給与法第11条に規定する扶養手当、同法第11条の9に規定する住居手当、同法第12条に規定する通勤手当及び同法第12条の2に規定する単身赴任手当の規定による認定を受けているものが、施行日において第27条に規定する扶養手当、第29条に規定する住居手当、第30条に規定する通勤手当及び第31条に規定する単身赴任手当（以下「扶養手当等」という。）の支給要件に該当し、かつ、変更がないときは、その者に対する扶養手当等の支給に関しては、施行日において国立大学法人上越教育大学長の認定があったものとみなす。
- 8 承継職員のうち、施行日の前日において国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号）第3条第1項の承認を受けて育児休業をしている職員の施行日における第21条に規定する育児休業等の給与については、別に発令がなされない限り、従前のおりとする。ただし、その者が復職するまでの間は、給与を支給しない。

**附 則（平成16年規程第102号（平成16年10月28日））**

- 1 この規程は、平成16年10月28日から施行する。
- 2 この規程による改正後の第44条の規定に関し必要な経過措置は、一般職の職員の給与

に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第136号）附則第9項から第18項までの規定を準用する。

- 3 この規程による改正後の第44条に規定する「学長が定める」ものについては、給与法の適用の受ける職員等の例に準じた取扱いとする。

**附 則（平成17年規程第14号（平成17年3月31日））**

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

**附 則（平成17年規程第30号（平成17年12月1日））**

- 1 この規程は、平成17年12月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の第10条の規定に関し必要な措置は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成17年法律第113号）附則第2条から第4条までの規定を準用する。

**附 則（平成18年規程第22号（平成18年3月31日））**

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の第10条、第17条から第19条まで、第24条及び第28条の規定に関し必要な措置は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成17年法律第113号）附則第6条から第16条までの規定を準用する。

**附 則（平成19年規程第5号（平成19年1月19日））**

この規程は、平成19年1月19日から施行する。

**附 則（平成19年規程第17号（平成19年3月22日））**

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の第25条及び第28条の2の規定に関し必要な措置は、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（平成18年法律第101号）附則第2条から第4条までの規定及び人事院規則等を準用する。

**附 則（平成19年規程第32号（平成19年11月19日））**

この規程は、平成19年12月1日から施行する。

**附 則（平成19年規程第33号（平成19年12月19日））**

- 1 この規程は、平成19年12月19日から施行する。ただし、第1条の規定による改正後の国立大学法人上越教育大学職員給与規程（以下「改正後の給与規程」という。）第24条、第27条及び別表第1から別表第3までの規定は平成19年4月1日から、第2条の規定による改正後の国立大学法人上越教育大学特任教員規程別表第1の規定は平成19年6月20日から、改正後の給与規程第41条及び第3条の規定による改正後の国立大学法人上越教育大学任期付一般職員採用及び給与特例規程第9条の規定は平成19年12月1日から適用する。
- 2 この規程による改正後の給与規程第27条及び第41条並びに別表第1から別表第3までの規定に関し必要な措置は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成19年法律第118号）附則第2条から第4条までの規定及び人事院規則等を準用する。

**附 則（平成19年規程第34号（平成19年12月19日））**

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

**附 則（平成20年規程第7号（平成20年3月21日））**

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

**附 則（平成21年規程第8号（平成21年3月19日））**

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の国立大学法人上越教育大学給与規程第46条第2項の規定の適用については、平成22年3月31日までの間、同項中「次の表」とあるのは、「附則別表」とする。

**附則別表**

職務の級	手 当 額
1 級	1,800円
2 級	2,200円
3 級	5,800円

**附 則（平成21年規程第19号（平成21年6月1日））**

この規程は、平成21年6月1日から施行する。

**附 則（平成21年規程第27号（平成21年12月1日））**

- 1 この規程は、平成21年12月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の国立大学法人上越教育大学職員給与規程第24条及び別表第1から別表第4までの規定に関し必要な措置は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成21年法律第86号）第8条の規定及び人事院規則等を準用する。

**附 則（平成22年規程第17号（平成22年3月12日））**

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

**附 則（平成22年規程第28号（平成22年6月9日））**

この規程は、平成22年6月30日から施行する。

**附 則（平成22年規程第30号（平成22年12月1日））**

- 1 この規程は、平成22年12月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の国立大学法人上越教育大学職員給与規程第7条、第10条、第20条、第25条、第28条、第28条の2、第41条及び第42条の規定に関し必要な措置は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成22年法律第53号）附則第8項の規定及び人事院規則等を準用する。

**附 則（平成23年規程第9号（平成23年3月10日））**

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の国立大学法人上越教育大学職員給与規程第10条の規定に関し必要な措置は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成22年法律第53号）附則第5条第1項の規定及び人事院規則を準用する。

**附 則（平成23年規程第20号（平成23年6月15日））**

この規程は、平成23年6月15日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

**附 則（平成24年規程第8号（平成24年3月23日））**

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の国立大学法人上越教育大学職員給与規程第10条の規定に関し必要な措置は、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成24年法律第2号）第5条、第9条第5項及び附則第8条の規定並びに人事院規則を準用する。

**附 則（平成25年規程第15号（平成25年3月22日））**

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

**附 則（平成25年規程第30号（平成25年12月11日））**

この規程は、平成26年1月1日から施行する。

**附 則（平成26年規程第14号（平成26年3月24日））**

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則（平成26年規程第30号（平成26年11月28日））**

- 1 この規程は、平成26年12月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の国立大学法人上越教育大学職員給与規程第17条及び第18条の規定に関し必要な措置は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成26年法律第105号）附則第9条の規定及び人事院規則を準用する。

**附 則（平成27年規程第20号（平成27年3月24日））**

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の国立大学法人上越教育大学職員給与規程（以下「改正後の給与規程」という。）第10条から第16条までの規定に関し必要な措置は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成26年法律第105号）附則第6条から第8条までの規定及び人事院規則を準用する。
- 3 この規程施行の日から平成28年3月31日までの間における改正後の給与規程第28条の2第2項の規定の適用については、同項第1号中「100分の10」とあるのは「100分の8」と、同項第2号中「100分の5」とあるのは「100分の4」とする。

**附 則（平成28年規程第7号（平成28年2月4日））**

この規程は、平成28年2月4日から施行し、平成27年12月1日から適用する。

**附 則（平成28年規程第15号（平成28年3月22日））**

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則（平成28年規程第25号（平成28年11月29日））**

この規程は、平成28年12月1日から施行する。

**附 則（平成29年規程第9号（平成29年3月23日））**

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の国立大学法人上越教育大学職員給与規程第27条第3項の規定の適用については、平成32年3月31日までの間、附則別表の月額とする。ただし、平成30年3月31日までの間、職員に配偶者がいない場合の扶養親族のうち1人目に係る扶養手当の月額については、附則別表に掲げる額にかかわらず、9,000円（満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子にあっては10,000円、満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子にあっては15,000円）とする。

**附則別表**

対 象 者	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
	一般職(一)9級 以上職員等、一	一般職(一)9級 以上職員等、一	一般職(一)9 級以上職員等	その他



		般職(一)8級職員等及びその他職員	般職(一)8級職員等及びその他職員	及び一般職(一)8級職員等	職員
手 当 額	(1) 配偶者	10,000円	6,500円	3,500円	6,500円
	(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子	8,000円	10,000円	10,000円	
	(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫	6,500円	6,500円	3,500円	6,500円
	(4) 満60歳以上の父母及び祖父母	6,500円	6,500円	3,500円	6,500円
	(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹	6,500円	6,500円	3,500円	6,500円
	(6) 重度心身障害者	6,500円	6,500円	3,500円	6,500円

**附 則（平成29年規程第26号（平成29年12月22日））**

- この規程は、平成29年12月22日から施行し、平成29年4月1日から適用する。
- この規程による改正後の国立大学法人上越教育大学職員給与規程第42条及び第43条の規定の平成29年6月1日基準日における適用については、第42条第2項中「100分の95（特定幹部職員にあっては、100分の115）」とあるのは「100分の85（特定幹部職員にあっては、100分の105）」と、第43条第2項中「100分の167.5」とあるのは「100分の162.5」とする。

**附 則（平成30年規程第7号（平成30年3月23日））**

- この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- この規程による改正後の国立大学法人上越教育大学職員給与規程第10条から第16条までの規定に関し必要な措置は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第77号）第2条及び附則第3条の規定及び人事院規則を準用する。

**附 則（平成30年規程第28号（平成30年11月1日））**

この規程は、平成30年11月1日から施行する。

**附 則（平成31年規程第3号（平成31年1月28日））**

- この規程は、平成31年1月28日から施行し、平成31年1月1日から適用する。
- 前項の規定にかかわらず、第42条第2項及び第43条第2項の改正規定は、平成30年12月1日から適用する。
- 第1項の規定にかかわらず、第41条第2項の改正規定は、平成31年4月1日から施行する。

**附 則（平成31年規程第17号（平成31年3月22日））**

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

**附 則（令和元年規程第63号（令和元年12月11日））**

この規程は、令和元年12月11日から施行し、令和元年12月1日から適用する。

**附 則（令和2年規程第12号（令和2年3月26日））**

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の第29条の規定に関し必要な措置は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年11月22日法律第51号）附則第3条の規定及び人事院規則等を準用する。

**附 則（令和2年規程第22号（令和2年6月24日））**

この規程は、令和2年6月24日から施行する。

**附 則（令和3年規程第3号（令和3年2月3日））**

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

**附 則（令和3年規程第22号（令和3年6月28日））**

この規程は、令和3年6月28日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

**附 則（令和4年規程第19号（令和4年3月24日））**

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

**附 則（令和4年規程第35号（令和4年5月11日））**

この規程は、令和4年5月11日から施行する。

**附 則（令和4年規程第42号（令和4年6月8日））**

この規程は、令和4年6月8日から施行し、令和4年2月1日から適用する。

**附 則（令和4年規程第52号（令和4年10月24日））**

この規程は、令和4年10月24日から施行し、令和4年7月1日から適用する。

**附 則（令和4年規程第56号（令和4年10月24日））**

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の次の各号の規定は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。
  - (1) 第2条の表中の「外部資金獲得手当」及び「6月30日（ただし、その日が日曜日に当たるときは、前々日、土曜日に当たるときは、前日）」
  - (2) 第20条第9項
  - (3) 第21条第1項第3号
  - (4) 第43条の2

**附 則（令和4年規程第64号（令和4年12月14日））**

この規程は、令和4年12月14日から施行し、令和4年12月1日から適用する。

**附 則（令和5年規程第18号（令和5年3月23日））**

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 当分の間、国立大学法人上越教育大学職員就業規則（平成16年規則第10号）（以下、「職員就業規則」という。）第16条第2号に規定する職員の俸給月額を、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（以下、「特定日」という。）以後、当該職員に適用される俸給表の俸給月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円

に切り上げるものとする。) とする。

- 3 前項の規定は、就業規則第18条の2第2項または第3項の規定により同規則第18条の2第1項に規定する異動期間を延長された管理職には適用しない。
- 4 職員就業規則第18条の2の規定により降任された日（以下、「異動日」という。）の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員のうち、第2項の規定により当該職員の受ける俸給月額（以下、「特定日俸給月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた俸給月額に100分の70を乗じて得た額（以下、「基礎俸給月額」という。）に達しないこととなる職員には、当分の間、特定日以後、特定日俸給月額のほか、基礎俸給月額と特定日俸給月額との差額に相当する額を俸給として支給する。

別表第1（第11条関係）

ア 一般職俸給表（一）

（令和4年12月1日）

号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900	408,100	458,400	521,700
2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500	410,500	461,500	524,600
3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900	413,000	464,500	527,700
4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500	415,400	467,500	530,800
5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400	417,300	470,500	533,900
6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900	419,600	473,500	536,200
7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200	421,700	476,500	538,700
8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600	541,100
9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300	543,500
10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400	545,300
11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400	547,100
12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500	549,000
13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200	550,700
14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500	552,100
15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800	553,400
16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100	554,500
17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200	555,800
18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600	556,800
19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100	557,700
20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500	558,600
21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700	559,500
22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100	
23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600	
24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100	
25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200	
26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300	
27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500	
28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700	
29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700	
30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600	
31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500	
32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400	
33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200	
34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100	
35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800	
36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300	
37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000	
38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600	
39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400	
40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000	
41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500	
42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600		
43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000		
44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300		
45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600		
46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000			
47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400			
48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100			
49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600			
50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000			
51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400			
52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800			
53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200			
54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600			
55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000			

号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300			
57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600			
58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000			
59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300			
60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600			
61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900			
62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100				
63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400				
64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700				
65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000				
66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300				
67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600				
68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900				
69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100				
70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400				
71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700				
72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000				
73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200				
74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500				
75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800				
76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000				
77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200				
78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500				
79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800				
80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000				
81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200				
82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500				
83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800				
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000				
85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200				
86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300					
87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600					
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800					
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000					
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300					
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600					
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800					
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000					
94		294,900	342,600							
95		295,200	343,100							
96		295,600	343,500							
97		295,800	343,700							
98		296,100	344,100							
99		296,500	344,500							
100		296,900	344,800							
101		297,100	345,100							
102		297,400	345,500							
103		297,800	345,900							
104		298,100	346,300							
105		298,300	346,800							
106		298,600	347,200							
107		299,000	347,600							
108		299,300	348,000							
109		299,500	348,500							
110		299,900	348,900							
111		300,300	349,200							
112		300,600	349,500							
113		300,800	350,000							
114		301,000								
115		301,300								

号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
116		301,700								
117		301,900								
118		302,100								
119		302,400								
120		302,700								
121		303,100								
122		303,300								
123		303,600								
124		303,900								
125		304,200								

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第1（第11条関係）

イ 一般職俸給表（二）

（令和4年12月1日）

号俸	1級	2級	3級	4級
	円	円	円	円
1	136,200	187,400	208,500	254,100
2	137,100	188,700	209,700	255,300
3	138,100	190,100	211,100	256,300
4	139,000	191,300	212,300	257,400
5	140,000	192,300	213,600	258,300
6	141,000	193,800	215,000	259,300
7	142,000	195,200	216,400	260,400
8	143,000	196,500	217,800	261,300
9	143,800	197,900	219,100	262,200
10	144,800	198,900	220,700	262,900
11	145,800	200,200	222,300	263,800
12	146,900	201,200	223,700	264,700
13	147,700	202,400	224,900	265,700
14	148,700	203,500	226,400	266,700
15	149,800	204,600	227,900	267,600
16	150,800	205,700	229,200	268,500
17	151,900	206,600	230,000	269,400
18	153,300	207,700	230,700	270,500
19	154,500	208,700	231,600	271,500
20	155,700	209,700	232,600	272,300
21	156,800	210,600	233,200	273,200
22	158,000	211,700	234,700	274,100
23	159,200	212,800	236,000	275,100
24	160,400	213,700	237,000	275,900
25	161,500	214,600	238,300	276,500
26	163,000	215,500	239,500	277,300
27	164,500	216,200	240,800	278,200
28	166,000	217,100	242,000	279,100
29	167,400	217,900	242,800	280,000
30	168,800	219,100	244,000	281,100
31	170,300	220,100	245,200	282,100
32	171,800	220,900	246,300	283,100
33	173,100	221,500	247,400	283,800
34	174,800	222,500	248,400	284,700
35	176,500	223,600	249,500	285,600
36	178,200	224,700	250,500	286,700
37	179,900	225,200	251,600	287,300
38	181,300	226,300	252,500	288,200
39	183,000	227,400	253,500	289,100
40	184,500	228,400	254,500	290,000
41	185,800	229,200	255,500	290,600
42	187,200	230,200	256,700	291,600
43	188,500	231,200	257,600	292,600
44	189,900	232,100	258,900	293,500
45	191,400	233,000	259,600	294,200
46	192,700	233,900	260,600	295,100
47	194,100	234,700	261,700	296,000
48	195,500	235,400	262,600	296,900
49	196,800	236,300	263,700	297,600
50	197,900	237,300	264,700	298,200
51	199,000	238,300	265,800	298,900
52	200,200	239,300	266,500	299,700
53	201,300	240,300	267,200	300,300
54	202,400	241,300	268,000	301,100
55	203,300	242,000	269,000	301,800
56	204,400	242,700	270,000	302,500
57	205,500	243,500	270,800	303,200
58	206,400	244,400	271,800	303,900
59	207,400	245,300	272,900	304,700
60	208,400	246,000	273,900	305,400
61	209,500	246,800	274,900	306,000
62	210,400	247,600	276,000	306,700
63	211,300	248,500	276,800	307,400
64	212,200	249,200	277,900	308,100
65	212,800	250,000	278,700	308,600
66	213,600	250,600	279,500	309,100
67	214,300	251,300	280,300	309,700
68	215,000	251,800	281,100	310,300

号俸	1級	2級	3級	4級
69	215,400	252,500	281,700	310,900
70	215,800	253,100	282,500	311,300
71	216,100	253,500	283,300	311,800
72	216,400	253,900	284,000	312,300
73	216,600	254,100	284,800	312,600
74	217,000	254,500	285,500	313,100
75	217,400	255,000	286,300	313,600
76	218,000	255,500	287,100	314,000
77	218,200	255,800	287,700	314,200
78	218,700	256,200	288,200	314,500
79	219,100	256,700	288,700	314,800
80	219,500	257,200	289,100	315,100
81	220,000	257,500	289,500	315,400
82	220,300	257,800	289,900	315,700
83	220,600	258,100	290,400	316,000
84	221,000	258,400	290,900	316,300
85	221,500	258,600	291,300	316,500
86	221,900	258,800	291,900	316,900
87	222,300	259,100	292,500	317,200
88	223,000	259,400	293,100	317,400
89	223,400	259,600	293,400	317,600
90	223,900	259,800	293,900	317,900
91	224,400	260,200	294,400	318,200
92	224,800	260,400	294,800	318,500
93	225,100	260,700	295,200	318,700
94	225,500	261,100	295,700	319,000
95	225,900	261,400	296,200	319,300
96	226,200	261,700	296,700	319,500
97	226,500	261,900	297,000	319,700
98	226,900	262,200	297,400	320,000
99	227,300	262,400	297,900	320,300
100	227,700	262,700	298,400	320,500
101	228,100	263,000	298,800	320,700
102	228,500	263,200	299,200	
103	228,900	263,500	299,500	
104	229,300	263,800	299,800	
105	229,700	264,000	300,100	
106	230,200	264,200	300,500	
107	230,500	264,500	300,900	
108	230,900	264,700	301,300	
109	231,100	265,000	301,600	
110	231,500	265,300	302,000	
111	232,000	265,600	302,400	
112	232,400	265,800	302,700	
113	232,600	266,000	302,900	
114	233,100	266,300	303,200	
115	233,600	266,500	303,500	
116	234,100	266,700	303,700	
117	234,400	267,000	303,900	
118	234,800	267,300	304,200	
119	235,200	267,600	304,500	
120	235,600	267,900	304,700	
121	236,000	268,100	304,900	
122		268,300	305,200	
123		268,600	305,500	
124		268,900	305,700	
125		269,100	305,900	
126		269,300	306,200	
127		269,600	306,500	
128		269,900	306,700	
129		270,100	306,900	
130		270,300	307,200	
131		270,600	307,500	
132		270,900	307,700	
133		271,100	307,900	
134		271,300		
135		271,600		
136		271,900		
137		272,100		

備考 この表は、自動車運転手及び調理師に適用する。



別表第2（第11条関係）

ア 教育職俸給表（一）

（令和4年12月1日）

号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	円	円	円	円	円	円
1	177,900	220,100	281,000	327,600	406,000	534,400
2	180,000	222,400	284,000	330,500	408,300	537,400
3	182,000	224,600	286,800	333,500	410,700	540,500
4	184,000	226,800	289,600	336,500	413,200	543,600
5	185,800	228,900	292,200	339,700	415,300	546,600
6	188,200	231,000	294,600	342,100	417,800	549,000
7	190,600	233,200	296,800	344,700	420,000	551,500
8	193,000	235,300	299,100	347,100	422,500	553,900
9	195,500	237,600	301,600	349,800	424,200	556,200
10	198,000	240,000	304,000	352,500	426,700	558,000
11	200,700	242,400	306,400	355,200	429,000	559,900
12	203,300	244,800	308,900	358,200	431,300	561,800
13	205,700	246,900	311,200	361,000	432,700	563,500
14	207,600	249,300	313,200	362,900	434,900	564,900
15	209,400	251,700	315,200	365,100	437,100	566,200
16	211,400	254,100	316,900	367,600	439,400	567,400
17	213,400	256,100	319,100	369,600	441,500	568,700
18	215,100	259,200	320,900	371,800	443,900	569,500
19	216,900	262,300	322,900	373,900	446,200	570,200
20	218,600	265,400	324,600	375,800	448,600	570,900
21	220,400	268,300	326,300	377,600	450,700	571,700
22	222,300	271,300	328,700	379,400	453,000	
23	224,200	274,200	330,900	380,900	455,400	
24	226,100	277,100	333,300	382,100	457,700	
25	227,900	279,700	335,300	383,500	459,700	
26	230,000	282,300	337,300	385,300	461,900	
27	232,100	284,800	339,400	387,100	464,000	
28	234,200	287,400	341,800	389,000	466,200	
29	236,100	290,000	344,000	390,900	468,300	
30	238,300	292,300	346,100	392,600	470,600	
31	240,600	294,500	348,000	394,300	472,800	
32	242,900	296,800	349,800	396,000	474,900	
33	245,100	299,000	351,700	397,600	476,800	
34	246,900	301,200	353,600	399,400	478,900	
35	248,600	303,700	355,300	400,900	481,200	
36	250,300	305,900	356,800	402,700	483,400	
37	251,800	308,400	358,400	403,800	485,500	
38	253,300	309,700	360,400	405,400	487,500	
39	254,700	311,400	362,500	406,900	489,400	
40	256,200	312,800	364,400	408,400	491,300	
41	258,100	314,500	366,300	409,300	493,300	
42	259,700	315,000	368,200	410,900	495,200	
43	261,100	315,500	370,000	412,400	496,900	
44	262,600	316,000	371,800	414,000	498,800	
45	263,800	316,800	373,600	415,300	500,700	
46	265,300	317,800	375,400	416,900	502,500	
47	266,900	318,600	376,900	418,300	504,300	
48	268,200	319,600	378,700	419,900	506,200	
49	269,600	320,400	380,200	421,300	507,900	
50	270,100	321,300	381,800	422,600	509,600	
51	270,600	322,100	383,400	423,900	511,400	
52	271,300	322,900	385,100	425,200	513,300	
53	271,800	324,000	386,200	425,900	514,900	
54	272,300	324,800	387,700	426,900	516,500	
55	272,800	325,500	389,100	427,800	518,200	
56	273,300	326,300	390,700	428,700	519,800	
57	273,800	326,800	392,000	429,600	521,400	
58	274,900	327,500	393,400	430,500	522,700	
59	275,800	328,400	394,700	431,400	524,000	
60	276,800	329,200	396,200	432,300	525,200	
61	277,700	330,200	397,500	433,200	526,400	
62	278,700	331,200	398,900	434,100	527,400	
63	279,600	332,300	400,400	435,100	528,400	
64	280,500	333,400	401,900	436,200	529,400	
65	281,300	334,100	402,900	437,100	530,000	

別表第2（第11条関係）

イ 教育職俸給表（二）

（令和4年12月1日）

号俸	1級	2級	特2級	3級	4級
	円	円	円	円	円
1	164,400	180,200	267,500	296,000	406,700
2	165,900	182,300	269,900	298,600	408,200
3	167,400	184,400	272,200	301,400	409,700
4	168,900	186,600	274,400	303,800	411,200
5	170,500	188,600	276,800	306,300	412,600
6	172,400	190,600	279,100	308,400	414,000
7	174,200	192,700	281,300	310,700	415,500
8	176,000	194,800	283,400	312,800	417,100
9	177,700	197,000	285,500	314,900	418,500
10	179,800	199,600	287,800	317,200	419,900
11	181,800	202,200	290,100	319,600	421,300
12	183,700	204,800	292,200	322,100	422,600
13	185,600	207,400	294,600	324,500	423,900
14	187,700	209,100	296,400	326,400	425,300
15	189,800	210,700	298,300	328,300	426,700
16	191,900	212,400	300,000	330,400	428,100
17	194,100	214,200	301,800	332,200	429,300
18	196,400	215,800	304,100	334,400	430,600
19	198,900	217,500	306,300	336,500	431,800
20	201,200	219,100	308,700	338,500	433,100
21	203,600	220,900	310,900	340,600	434,200
22	205,200	222,800	313,300	342,400	435,400
23	206,900	224,700	315,500	344,200	436,700
24	208,600	226,600	318,100	345,800	438,000
25	210,100	228,100	320,500	347,500	439,300
26	211,500	230,100	322,800	349,300	440,500
27	213,100	232,100	325,000	351,200	441,500
28	214,600	234,100	327,100	353,100	442,600
29	216,300	235,900	329,200	354,900	443,800
30	218,000	238,600	330,800	356,700	444,600
31	219,700	241,300	332,400	358,400	445,400
32	221,400	244,000	334,000	360,300	446,300
33	222,700	246,600	335,800	361,600	447,200
34	224,400	249,400	337,900	363,300	447,700
35	226,100	252,000	340,000	364,800	448,200
36	227,700	254,700	342,000	366,600	448,700
37	229,100	257,000	344,000	368,500	449,200
38	230,800	259,400	345,900	370,000	
39	232,500	261,900	347,900	371,300	
40	234,200	264,100	349,800	372,900	
41	235,800	266,600	351,300	374,000	
42	237,500	268,900	353,100	375,400	
43	239,100	271,100	354,700	376,800	
44	240,700	273,200	356,400	378,300	
45	242,300	275,300	358,200	379,700	
46	243,800	277,500	359,900	381,300	
47	245,100	279,600	361,200	382,900	
48	246,400	281,500	362,800	384,400	
49	247,500	283,800	364,000	385,800	
50	248,800	285,500	365,500	387,300	
51	250,200	287,400	367,100	388,800	
52	251,300	289,200	368,700	390,200	
53	252,400	290,600	370,100	391,400	
54	253,800	292,700	371,600	392,700	
55	254,800	294,700	373,100	393,800	
56	255,800	296,900	374,600	394,900	
57	257,000	298,900	376,100	396,300	
58	258,000	301,300	377,500	397,500	
59	259,100	303,500	378,900	398,700	
60	260,100	306,100	380,200	400,000	
61	261,300	308,300	381,100	401,200	
62	262,000	310,700	382,300	402,200	
63	262,900	313,000	383,500	403,600	
64	263,500	315,200	384,600	404,900	
65	264,500	317,300	385,500	406,100	

号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級
66	282,000	335,200	404,000	438,100	530,900	
67	283,000	335,900	405,000	439,100	531,800	
68	283,900	337,000	406,100	440,000	532,700	
69	284,400	337,600	407,100	441,000	533,600	
70	285,200	338,700	408,000	442,000	534,400	
71	286,000	339,600	408,800	442,900	535,100	
72	286,900	340,700	409,600	443,900	535,600	
73	287,700	341,000	410,400	444,900	536,300	
74	288,800	342,000	411,300	445,800	536,800	
75	289,900	343,000	412,100	446,700	537,600	
76	290,900	344,000	412,900	447,700	538,200	
77	291,400	345,000	413,600	448,500	538,700	
78	292,400	346,000	414,100	449,000	539,300	
79	293,300	346,900	414,500	449,700	539,900	
80	294,200	347,800	414,900	450,300	540,500	
81	295,100	348,800	415,200	451,100	541,100	
82	296,000	349,800	415,600	451,800		
83	296,900	350,800	415,900	452,100		
84	297,800	351,800	416,300	452,700		
85	298,300	352,400	416,600	453,100		
86	299,100	353,000	417,000	453,500		
87	299,900	353,600	417,400	453,900		
88	300,800	354,200	417,800	454,200		
89	301,400	354,800	418,100	454,500		
90	302,000	355,200	418,500	454,900		
91	302,700	355,600	418,900	455,300		
92	303,300	356,100	419,200	455,600		
93	304,000	356,600	419,500	455,900		
94	304,600	357,000	419,900	456,300		
95	305,200	357,500	420,200	456,600		
96	305,800	358,000	420,500	456,900		
97	306,500	358,600	420,800	457,200		
98	307,100	359,100	421,200	457,600		
99	307,700	359,500	421,500	457,900		
100	308,300	360,000	421,800	458,200		
101	308,700	360,400	422,100	458,500		
102	309,000	360,900	422,500			
103	309,300	361,200	422,800			
104	309,700	361,700	423,100			
105	310,000	362,200	423,400			
106	310,400	362,600	423,800			
107	310,700	363,100	424,100			
108	311,000	363,600	424,400			
109	311,400	364,000	424,700			
110	311,700	364,500	425,000			
111	312,100	365,000	425,300			
112	312,500	365,400	425,600			
113	312,800	365,800	425,900			
114	313,200	366,200	426,200			
115	313,500	366,700	426,500			
116	313,800	367,100	426,800			
117	314,000	367,500	427,000			
118	314,300	367,900				
119	314,700	368,400				
120	315,100	368,800				
121	315,300	369,100				
122	315,600	369,500				
123	316,000	370,000				
124	316,400	370,300				
125	316,600	370,700				
126	316,800	371,200				
127	317,100	371,700				
128	317,500	372,100				
129	317,700	372,500				
130	318,000	373,000				
131	318,400	373,500				
132	318,600	374,000				
133	318,800	374,500				
134	319,100	375,000				
135	319,500	375,500				
136	319,700	376,000				
137	319,900	376,500				

号俸	1級	2級	特2級	3級	4級
66	265,900	319,100	386,700	407,200	
67	267,000	320,700	387,700	408,400	
68	268,300	322,300	388,800	409,500	
69	269,800	324,200	390,000	410,500	
70	271,300	326,300	391,000	411,700	
71	272,600	328,400	392,100	412,900	
72	274,000	330,400	393,300	414,100	
73	274,800	332,500	394,300	414,700	
74	275,800	334,600	395,400	415,500	
75	277,000	336,800	396,500	416,200	
76	278,000	339,000	397,600	416,700	
77	279,200	340,700	398,500	417,000	
78	280,200	342,600	399,400	417,400	
79	281,400	344,300	400,400	417,800	
80	282,300	346,100	401,400	418,200	
81	283,500	347,900	402,200	418,500	
82	284,300	349,700	403,000	418,900	
83	285,300	351,100	403,700	419,300	
84	286,300	352,900	404,500	419,600	
85	287,200	354,100	405,200	419,900	
86	288,100	355,700	406,000	420,300	
87	288,800	357,200	406,700	420,700	
88	289,800	358,700	407,400	421,000	
89	290,800	360,000	408,000	421,300	
90	291,700	361,300	408,700	421,600	
91	292,600	362,700	409,200	421,900	
92	293,400	364,100	409,900	422,100	
93	293,700	365,600	410,300	422,300	
94	294,400	366,900	410,700		
95	295,100	368,200	411,000		
96	295,900	369,400	411,300		
97	296,700	370,400	411,600		
98	297,500	371,400	411,900		
99	298,300	372,400	412,200		
100	299,000	373,400	412,400		
101	299,900	374,300	412,600		
102	300,400	375,300	412,900		
103	300,900	376,300	413,200		
104	301,400	377,300	413,400		
105	301,600	378,100	413,600		
106	302,000	379,000	413,900		
107	302,300	379,900	414,200		
108	302,500	380,900	414,400		
109	302,700	381,700	414,600		
110	302,900	382,700	414,900		
111	303,200	383,700	415,200		
112	303,500	384,700	415,400		
113	303,700	385,300	415,600		
114	303,900	386,200	415,900		
115	304,100	387,100	416,200		
116	304,400	388,000	416,400		
117	304,700	388,800	416,600		
118	305,000	389,500			
119	305,300	390,300			
120	305,600	391,100			
121	305,800	391,700			
122	306,000	392,500			
123	306,200	393,200			
124	306,500	393,900			
125	306,800	394,500			
126		395,200			
127		395,700			
128		396,300			
129		397,000			
130		397,600			
131		398,100			
132		398,600			
133		398,900			
134		399,200			
135		399,500			
136		399,800			
137		400,100			

号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級
138	320,100	377,000				
139	320,300	377,500				
140	320,600	378,000				
141	321,000	378,500				
142	321,300					
143	321,600					
144	321,900					
145	322,300					
146	322,600					
147	322,800					
148	323,100					
149	323,500					
150	323,800					
151	324,100					
152	324,300					
153	324,600					
154	324,900					
155	325,200					
156	325,500					
157	325,700					

備考 この表は、副学長及び大学教員に適用する。

号俸	1級	2級	特2級	3級	4級
138		400,400			
139		400,700			
140		401,000			
141		401,300			
142		401,600			
143		401,900			
144		402,200			
145		402,400			
146		402,700			
147		403,000			
148		403,200			
149		403,400			
150		403,700			
151		404,000			
152		404,200			
153		404,400			
154		404,700			
155		405,000			
156		405,200			
157		405,400			

備考 (1) この表は、附属学校教員に適用する。

(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の俸給月額、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第3（第11条関係）

ア 医療職俸給表（一）

（令和4年12月1日）

号俸	1級	2級	3級	4級
	円	円	円	円
1	155,100	191,500	226,800	252,400
2	156,500	193,100	228,400	253,500
3	157,900	194,700	230,000	254,700
4	159,300	196,300	231,600	256,000
5	160,500	197,800	233,000	257,200
6	162,300	199,300	234,600	258,400
7	164,000	200,900	236,100	259,500
8	165,600	202,400	237,700	260,500
9	167,200	204,000	238,600	261,800
10	168,900	205,700	240,000	262,500
11	170,500	207,300	241,400	263,400
12	172,300	209,000	242,500	264,200
13	173,700	210,400	244,000	265,300
14	175,500	212,000	245,300	266,400
15	177,400	213,600	246,500	267,600
16	179,200	215,200	247,800	268,700
17	181,100	216,600	248,600	270,200
18	182,600	218,200	249,800	271,900
19	184,400	219,900	250,900	273,600
20	186,200	221,600	252,000	275,300
21	187,700	222,900	253,400	277,000
22	189,200	224,400	254,200	278,700
23	190,700	225,800	255,100	280,400
24	192,200	227,300	256,000	282,000
25	193,800	228,500	257,000	283,700
26	195,100	229,900	258,100	285,400
27	196,600	231,200	259,200	287,200
28	198,000	232,400	260,400	288,800
29	199,500	233,600	261,800	290,200
30	200,700	234,900	263,400	291,800
31	202,000	236,400	265,000	293,400
32	203,300	237,700	266,500	295,100
33	204,700	238,700	267,800	296,800
34	206,100	240,000	269,500	298,500
35	207,400	240,900	271,100	300,300
36	208,800	242,100	272,700	302,100
37	209,900	243,400	274,100	303,400
38	211,200	244,500	275,600	305,100
39	212,500	245,600	277,200	306,600
40	213,800	246,700	278,600	308,200
41	214,900	247,800	279,800	309,900
42	216,100	248,700	281,200	311,600
43	217,300	249,600	282,700	313,200
44	218,500	250,400	284,200	314,900
45	219,600	251,500	285,700	315,800
46	220,700	252,800	287,400	317,200
47	221,700	254,100	289,100	318,700
48	222,700	255,300	290,700	320,300
49	223,600	256,800	291,900	321,700
50	224,500	258,200	293,500	323,000
51	225,400	259,400	294,800	324,200
52	226,300	260,600	296,400	325,500
53	226,600	261,600	297,700	326,600
54	227,400	262,900	299,200	327,600
55	228,000	264,200	300,600	328,700
56	228,800	265,300	302,100	329,700
57	229,500	266,100	303,100	330,200
58	230,200	267,300	304,300	331,100
59	230,800	268,500	305,500	331,900
60	231,400	269,600	306,900	332,800
61	232,100	270,500	308,200	333,600
62	232,700	271,600	309,400	333,900
63	233,300	272,700	310,700	334,500
64	234,000	273,800	311,900	335,200
65	234,600	274,600	313,300	335,800
66	235,300	275,700	314,100	336,500
67	236,000	276,600	314,900	337,200

別表第3（第11条関係）

イ 医療職俸給表（二）

（令和4年12月1日）

号俸	1級	2級	3級
	円	円	円
1	169,900	197,000	243,600
2	171,300	198,900	245,400
3	172,800	200,900	247,200
4	174,200	202,800	249,000
5	175,600	204,900	250,400
6	177,100	206,900	251,700
7	178,600	209,100	252,800
8	180,100	211,200	254,100
9	181,300	213,200	254,900
10	183,000	214,600	255,800
11	184,600	216,000	256,700
12	186,100	217,200	257,500
13	187,500	218,600	258,600
14	189,500	220,000	259,600
15	191,500	221,500	260,400
16	193,500	222,700	261,300
17	195,500	224,100	261,800
18	197,500	225,600	262,700
19	199,500	227,100	263,500
20	201,500	228,600	264,300
21	203,500	229,700	265,200
22	205,400	231,400	265,900
23	207,500	233,100	266,800
24	209,600	234,700	267,600
25	211,200	236,000	268,600
26	212,500	237,700	269,400
27	213,700	239,400	270,300
28	215,000	241,100	271,300
29	216,200	242,700	272,500
30	217,300	244,100	273,700
31	218,600	245,400	275,200
32	219,700	246,500	276,500
33	221,000	247,500	278,000
34	222,300	248,600	279,400
35	223,600	249,500	280,600
36	224,900	250,500	281,800
37	226,000	251,200	283,300
38	227,400	252,200	284,500
39	228,700	253,100	285,900
40	230,100	254,100	287,100
41	231,000	254,500	288,100
42	232,400	255,400	289,400
43	233,700	256,200	290,700
44	235,100	256,900	292,100
45	236,300	257,700	293,400
46	237,700	258,400	294,800
47	239,000	259,300	296,300
48	240,300	260,100	297,800
49	241,200	260,900	298,900
50	242,300	261,800	300,200
51	243,300	262,700	301,400
52	244,300	263,700	302,800
53	245,000	264,800	304,200
54	246,000	266,000	305,500
55	246,900	267,300	306,900
56	247,800	268,600	308,300
57	248,500	270,000	309,100
58	249,500	271,500	310,300
59	250,100	272,900	311,500
60	250,900	274,300	312,900
61	251,700	275,600	314,000
62	252,500	276,900	315,300
63	253,300	278,300	316,600
64	254,100	279,400	317,800
65	254,800	280,500	319,100
66	255,500	281,800	320,400
67	256,300	283,100	321,700

号俸	1級	2級	3級	4級
68	236,700	277,700	315,700	337,900
69	237,300	278,700	316,300	338,600
70	237,900	279,700	317,000	339,100
71	238,500	280,800	317,700	339,700
72	239,000	281,900	318,300	340,300
73	239,600	282,500	319,000	340,600
74	240,300	283,200	319,200	341,200
75	241,000	283,700	319,800	341,700
76	241,500	284,500	320,400	342,300
77	241,900	285,300	321,000	342,800
78	242,400	285,900	321,500	343,300
79	242,900	286,500	322,000	343,800
80	243,200	287,100	322,500	344,200
81	243,500	287,800	323,100	344,500
82	243,800	288,300	323,600	344,800
83	244,100	288,700	324,000	345,200
84	244,400	289,100	324,500	345,500
85	244,700	289,300	325,000	346,000
86		289,500	325,400	346,300
87		289,700	325,600	346,600
88		289,900	326,000	346,900
89		290,300	326,400	347,300
90		290,500	326,800	347,600
91		290,700	327,200	348,000
92		290,900	327,600	348,300
93		291,300	327,900	348,700
94		291,500	328,100	349,000
95		291,700	328,500	349,300
96		292,000	328,800	349,600
97		292,400	329,000	349,900
98		292,700	329,300	350,300
99		292,900	329,600	350,700
100		293,200	329,900	351,100
101		293,500	330,100	351,600
102		293,700	330,400	352,000
103		293,900	330,800	352,400
104		294,200	331,000	352,800
105		294,500	331,200	353,300
106			331,400	
107			331,800	
108			332,000	
109			332,200	
110			332,600	
111			333,000	
112			333,400	
113			333,600	

備考 この表は、栄養士に適用する。

号俸	1級	2級	3級
68	257,000	284,400	323,000
69	257,800	285,500	323,700
70	258,600	287,000	324,800
71	259,500	288,500	325,900
72	260,500	289,900	326,800
73	261,800	290,900	328,100
74	263,100	292,300	328,800
75	264,200	293,500	329,900
76	265,300	294,800	331,100
77	266,200	296,200	332,200
78	267,200	297,500	333,400
79	268,400	298,700	334,500
80	269,400	300,000	335,700
81	270,300	300,500	336,800
82	271,200	301,700	337,900
83	272,200	302,800	338,900
84	273,100	304,000	340,000
85	273,900	305,100	340,900
86	274,700	306,300	341,900
87	275,600	307,500	342,800
88	276,500	308,600	343,800
89	277,300	309,900	344,800
90	278,200	311,100	345,600
91	279,000	312,300	346,400
92	280,000	313,500	347,200
93	280,900	314,300	347,800
94	281,900	315,000	348,400
95	282,800	315,700	349,100
96	283,800	316,300	349,700
97	284,400	317,000	350,100
98	285,200	317,300	350,500
99	285,800	317,900	351,000
100	286,700	318,600	351,400
101	287,500	319,000	351,900
102	288,300	319,600	352,300
103	289,100	320,200	352,800
104	289,900	320,800	353,200
105	290,600	321,200	353,500
106	291,100	321,700	354,000
107	291,600	322,200	354,400
108	292,100	322,700	354,700
109	292,300	323,100	355,200
110	292,600	323,500	355,700
111	292,800	323,800	356,200
112	293,200	324,100	356,700
113	293,500	324,500	357,200
114	293,700	324,900	357,700
115	294,100	325,300	358,200
116	294,400	325,600	358,600
117	294,700	325,800	359,000
118	295,000	326,100	359,400
119	295,300	326,500	359,900
120	295,700	326,700	360,400
121	296,000	326,900	360,800
122	296,400	327,200	361,300
123	296,700	327,500	361,800
124	297,100	327,800	362,300
125	297,300	328,000	362,600
126	297,500	328,300	
127	297,800	328,700	
128	298,200	328,900	
129	298,400	329,100	
130	298,700	329,300	
131	299,100	329,700	
132	299,500	329,900	
133	299,700	330,200	
134	300,000	330,600	
135	300,400	331,000	
136	300,700	331,400	
137	300,900	331,700	
138	301,200	332,100	
139	301,600	332,500	

号俸	1級	2級	3級	4級
----	----	----	----	----

号俸	1級	2級	3級
140	301,900	332,900	
141	302,100	333,200	
142	302,500	333,600	
143	302,900	333,900	
144	303,200	334,300	
145	303,400	334,600	
146	303,600	335,000	
147	303,900	335,400	
148	304,300	335,800	
149	304,500	336,100	
150	304,700	336,500	
151	305,000	336,900	
152	305,300	337,300	
153	305,700	337,600	
154	305,900		
155	306,100		
156	306,400		
157	306,700		
158	307,000		
159	307,300		
160	307,600		
161	308,000		
162	308,300		
163	308,600		
164	308,900		
165	309,300		
166	309,600		
167	309,900		
168	310,200		
169	310,600		

備考 この表は、看護師及び准看護師に適用する。

**別表第4（第11条関係）**

指定職俸給表

（平成27年12月1日）

号 俸	俸 給 月 額
	円
1	706,000
2	761,000
3	818,000
4	895,000
5	965,000
6	1,035,000
7	1,107,000
8	1,175,000

備考 この表は、常勤職員のうち学長が定めるものに適用する。

別表第5 (第26条関係)

(平成31年1月1日)

期間の区分		手 当 額
		円
1年未満		50,800
1年以上	2年未満	50,800
2年以上	3年未満	50,800
3年以上	4年未満	50,800
4年以上	5年未満	50,800
5年以上	6年未満	50,800
6年以上	7年未満	49,000
7年以上	8年未満	47,200
8年以上	9年未満	45,400
9年以上	10年未満	43,600
10年以上	11年未満	41,800
11年以上	12年未満	40,000
12年以上	13年未満	38,200
13年以上	14年未満	36,400
14年以上	15年未満	35,000
15年以上	16年未満	33,600
16年以上	17年未満	32,200
17年以上	18年未満	30,800
18年以上	19年未満	29,400
19年以上	20年未満	28,000
20年以上	21年未満	26,600
21年以上	22年未満	26,000
22年以上	23年未満	25,400
23年以上	24年未満	24,400
24年以上	25年未満	23,800
25年以上	26年未満	23,200
26年以上	27年未満	22,600
27年以上	28年未満	22,000
28年以上	29年未満	21,200
29年以上	30年未満	20,900
30年以上	31年未満	20,500
31年以上	32年未満	19,900
32年以上	33年未満	19,000
33年以上	34年未満	18,100
34年以上	35年未満	17,400

備考 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第2項の職員となった日以後の期間を示す。



別表第6（第44条関係）

教育職俸給表（二）の適用を受ける者  
（平成27年4月1日）

職務の 級 号俸	1級	2級	特2級	3級	4級
	円	円	円	円	円
1	5,000	5,400	8,600	10,700	17,100
2	5,000	5,400	8,600	10,700	17,100
3	5,000	5,400	8,600	10,700	17,100
4	5,000	5,400	8,600	10,700	17,100
5	5,200	5,700	9,300	11,100	17,500
6	5,200	5,700	9,300	11,100	17,500
7	5,200	5,700	9,300	11,100	17,500
8	5,200	5,700	9,300	11,100	17,500
9	5,400	6,000	9,700	11,500	17,900
10	5,400	6,000	9,700	11,500	17,900
11	5,400	6,000	9,700	11,500	17,900
12	5,400	6,000	9,700	11,500	17,900
13	5,600	6,300	10,000	12,400	18,300
14	5,600	6,300	10,000	12,400	18,300
15	5,600	6,300	10,000	12,400	18,300
16	5,600	6,300	10,000	12,400	18,300
17	5,900	6,600	11,000	12,800	18,700
18	5,900	6,600	11,000	12,800	18,700
19	5,900	6,600	11,000	12,800	18,700
20	5,900	6,600	11,000	12,800	18,700
21	6,200	7,000	11,400	13,200	19,000
22	6,200	7,000	11,400	13,200	19,000
23	6,200	7,000	11,400	13,200	19,000
24	6,200	7,000	11,400	13,200	19,000
25	6,500	7,300	11,800	13,600	19,400
26	6,500	7,300	11,800	13,600	19,400
27	6,500	7,300	11,800	13,600	19,400
28	6,500	7,300	11,800	13,600	19,400
29	6,800	7,600	12,500	14,000	19,600
30	6,800	7,600	12,500	14,000	19,600
31	6,800	7,600	12,500	14,000	19,600
32	6,800	7,600	12,500	14,000	19,600
33	7,100	7,900	12,800	14,400	19,900
34	7,100	7,900	12,800	14,400	19,900
35	7,100	7,900	12,800	14,400	19,900
36	7,100	7,900	12,800	14,400	19,900
37	7,400	8,300	13,500	14,800	20,200
38	7,400	8,300	13,500	14,800	
39	7,400	8,300	13,500	14,800	
40	7,400	8,300	13,500	14,800	
41	7,700	8,900	13,800	15,100	
42	7,700	8,900	13,800	15,100	
43	7,700	8,900	13,800	15,100	
44	7,700	8,900	13,800	15,100	
45	8,000	9,300	14,100	15,500	
46	8,000	9,300	14,100	15,500	
47	8,000	9,300	14,100	15,500	
48	8,000	9,300	14,100	15,500	
49	8,300	9,700	14,400	15,900	
50	8,300	9,700	14,400	15,900	
51	8,300	9,700	14,400	15,900	
52	8,300	9,700	14,400	15,900	
53	8,600	10,500	14,700	16,300	
54	8,600	10,500	14,700	16,300	
55	8,600	10,500	14,700	16,300	
56	8,600	10,500	14,700	16,300	
57	8,800	10,900	15,200	16,700	
58	8,800	10,900	15,200	16,700	
59	8,800	10,900	15,200	16,700	
60	8,800	10,900	15,200	16,700	
61	9,100	11,300	15,500	17,100	
62	9,100	11,300	15,500	17,100	
63	9,100	11,300	15,500	17,100	
64	9,100	11,300	15,500	17,100	
65	9,400	12,100	16,100	17,400	
66	9,400	12,100	16,100	17,400	
67	9,400	12,100	16,100	17,400	
68	9,400	12,100	16,100	17,400	
69	9,700	12,500	16,300	17,700	
70	9,700	12,500	16,300	17,700	
71	9,700	12,500	16,300	17,700	
72	9,700	12,500	16,300	17,700	
73	9,900	12,900	16,500	18,000	
74	9,900	12,900	16,500	18,000	
75	9,900	12,900	16,500	18,000	
76	9,900	12,900	16,500	18,000	
77	10,200	13,300	17,000	18,300	
78	10,200	13,300	17,000	18,300	
79	10,200	13,300	17,000	18,300	
80	10,200	13,300	17,000	18,300	

職務の 級 号俸	1級	2級	特2級	3級	4級
	円	円	円	円	円
81	10,400	13,700	17,200	18,500	
82	10,400	13,700	17,200	18,500	
83	10,400	13,700	17,200	18,500	
84	10,400	13,700	17,200	18,500	
85	10,600	14,000	17,400	18,700	
86	10,600	14,000	17,400	18,700	
87	10,600	14,000	17,400	18,700	
88	10,600	14,000	17,400	18,700	
89	10,800	14,400	17,600	18,900	
90	10,800	14,400	17,600	18,900	
91	10,800	14,400	17,600	18,900	
92	10,800	14,400	17,600	18,900	
93	11,000	14,700	17,800	19,100	
94	11,000	14,700	17,800		
95	11,000	14,700	17,800		
96	11,000	14,700	17,800		
97	11,200	15,000	18,100		
98	11,200	15,000	18,100		
99	11,200	15,000	18,100		
100	11,200	15,000	18,100		
101	11,400	15,400	18,200		
102	11,400	15,400	18,200		
103	11,400	15,400	18,200		
104	11,400	15,400	18,200		
105	11,500	15,700	18,300		
106	11,500	15,700	18,300		
107	11,500	15,700	18,300		
108	11,500	15,700	18,300		
109	11,600	16,000	18,400		
110	11,600	16,000	18,400		
111	11,600	16,000	18,400		
112	11,600	16,000	18,400		
113	11,700	16,300	18,400		
114	11,700	16,300	18,400		
115	11,700	16,300	18,400		
116	11,700	16,300	18,400		
117	11,900	16,500	18,400		
118	11,900	16,500			
119	11,900	16,500			
120	11,900	16,500			
121	12,000	16,800			
122	12,000	16,800			
123	12,000	16,800			
124	12,000	16,800			
125	12,100	17,000			
126		17,000			
127		17,000			
128		17,000			
129		17,200			
130		17,200			
131		17,200			
132		17,200			
133		17,400			
134		17,400			
135		17,400			
136		17,400			
137		17,600			
138		17,600			
139		17,600			
140		17,600			
141		17,700			
142		17,700			
143		17,700			
144		17,700			
145		17,800			
146		17,800			
147		17,800			
148		17,800			
149		17,900			
150		17,900			
151		17,900			
152		17,900			
153		17,900			
154		17,900			
155		17,900			
156		17,900			
157		17,900			